

## 第12回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和3年3月11日（木）

午前 9時30分 開 会

委員長 皆さん、おはようございます。今定例会で予算審査特別委員会の委員長となりました淀川豊でございます。副委員長、委員各位、町当局のご協力をいただきながら委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の出席委員数は全員であります。会議は成立をしております。

細井町長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

ただいまから令和3年度西和賀町各会計予算についての予算審査特別委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております議案は、議案第30号から議案第38号までの令和3年度各会計当初予算案の9議案であります。

審査は、本会議において指示されております日程で終了したいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。本日より17日までの審査日程で会議を開きたいと思っております。

なお、委員会においては質疑の回数制限はありませんので、許可を得て十分質疑をしていただきたいと思いますが、質問者及び答弁者はそれぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いをいたします。

また、質問者をお願いいたしますが、あくまで予算に対する審査でありますので、一般質問のような質問は差し控えていただきたいというふうに思います。

本日は、総務課、ふるさと振興課、企画課、町民課、観光商工課の審査を、12日は健康福祉課、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振

興課、さわうち病院の審査を、16日は学務課、生涯学習課、建設課、上下水道課の審査を、17日は総括的な質疑を行いたいと思っております。

なお、会計課については総括的な質疑の中にも含めたいというふうに思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

委員長 異議なしと認め、そのように審査を進めます。

あらかじめ申し上げておきますが、17日に予定の総括質疑に当たっては、会計課に関する質疑、複数の款に係る質疑、複数の会計に係る質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととしますので、これにご協力をお願いいたします。

また、審査に当たっては、審査対象課が所管する課ごとの抜粋された予算書と予算説明書を使用して審査を行います。

なお、歳入に係る質疑については、歳出の事業に関連して質問していただくようお願い申し上げます。

委員各位も質問する内容についてはあらかじめ調べておられるというふうに思いますが、審査を行う前に担当課長から所管する事業や、それに付随する財源等の歳入予算について、また新規事業や重点事業などがあれば簡潔に説明していただきたいというふうに思います。

なお、予算審査特別委員会においては原則課長代理までが答弁できることとしますが、その場合課長代理が挙手をし、委員長の指名を受けてから発言をすることにしたというふうに思います。

また、本日3月11日は東日本大震災が発生し

た日であります。震災が発生した午後2時46分にはひとまず審査を休憩し、犠牲となられた方々のご冥福を祈り、黙祷をささげたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、日程に従い、本日の審査を始めます。

初めに、総務課の審査を行います。総務課が所管するのは2款総務費、3款民生費、4款衛生費、9款消防費及び13款諸支出金ですが、審査を行う前に総務課長から事業の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 おはようございます。令和3年度当初予算審査、よろしく申し上げます。予算説明の前に総務課の出席職員を紹介します。私の左側になりますが、課長代理、高橋和哉、主査、佐々木一成、主査、高橋毅、次に右側になりますが、課長代理、小松睦美、主査、小川幸、私、総務課長の高橋三智昭です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから総務課、選挙管理委員会事務局に係る令和3年度当初予算の概要について、資料として配付しております令和3年度一般会計予算歳入歳出明細書の総務課、選挙管理委員会事務局及び予算説明書に基づき説明いたします。

初めに、総務課分の歳出について説明いたします。歳入歳出明細書の4ページからになります。総務課所管予算については、経常的な経費が主なものとなります。前年度から内容や金額が大きく変わった部分について説明いたします。

7ページ、2款1項5目財産管理費、8ページになりますが、庁舎等改修事業については、令和2年度に湯田庁舎及び老人福祉センターの改修等工事の設計業務が完了したことから、湯田庁舎耐震改修等工事及び老人福祉センター改修工事を実施するため、工事費、設計監理業務委託料、建築確認完了検査手数料を計上するとともに、令和4年度実施予定の開発総合センタ

ー解体工事に係る設計業務委託料を計上し、合計で7億6,076万3,000円を計上しております。

ネットワーク関係移設事業については、サーバー室が老人福祉センター内に設置されることに伴い、総務課が管理する庁内ネットワーク等の移設業務と併せ、内線電話システムの更新業務を行うもので、3,779万8,000円を計上しております。

公用車管理費（湯田）については、老朽化により修繕等維持管理費がかさんでいる車両1台を環境に優しいハイブリッド車に更新するため、公用車購入費、自動車登録手数料など、合わせて281万1,000円を計上しております。

9ページ、6目企画費、行政情報化推進事業については、12節委託料にネットワーク機器更新業務委託料509万9,000円を計上しております。これは、内部情報系及びインターネット系のサーバーを更新するものです。

12ページになります。9款1行2目常備消防費、常備消防負担金については、西和賀消防署建設に係る分賦金が減額となったことから、令和2年度に比較し2億5,202万7,000円減の2億254万3,000円を北上地区消防組合分賦金として計上しております。

3目消防施設費、防火水槽整備事業については、太田地区に防火水槽を整備するための工事費955万9,000円を計上、小型動力ポンプ付積載車購入事業については、第4分団第3部の小型動力ポンプ付積載車の更新経費940万3,000円を計上し、消防力の充実、強化を図るものです。

13ページの4目防災対策費の岩手県総合防災訓練開催事業については、令和3年度岩手県総合防災訓練が北上市及び西和賀町を会場に開催されることから、消防団員出動手当、婦人消防協力隊出動謝金など、訓練に必要な経費74万5,000円を計上しております。

14ページ、防災ハザードマップ作成事業については、平成25年度に作成し、全戸配布した西和賀町防災ハザードマップについて、危険区域

の表示の変更や新たに危険区域として指定された区域などがあることから、最新の情報を盛り込んだ防災ハザードマップを作成するための業務委託料として572万円を計上しております。

次に、選挙管理委員会事務局分の歳出について説明いたします。令和3年度においては、衆議院議員総選挙及び町長選挙が執行されることから、16ページ、2款4項3目衆議院議員総選挙費として1,275万2,000円、17ページ、4目町長選挙費として1,059万9,000円の選挙執行経費を計上しております。

続いて、歳入について説明いたします。歳入についても前年度から内容、金額等が変わった部分について説明いたします。

1ページを御覧ください。16款2項6目1節防災対策費補助金、防災安全交付金250万円は、防災ハザードマップ作成に対する国庫補助金であります。

17款2項6目1節消防費補助金37万2,000円は、岩手県総合防災訓練に係る経費に対する県補助金であります。

2ページ、23款1項1目2節総務管理債については、庁舎等改修事業費に充てるため8億1,020万円を計上しております。

5目1節消防債については、防火水槽整備事業費に充てるため950万円を計上しております。

15ページをお開きください。17款3項1目5節選挙費委託金1,176万5,000円は、衆議院議員総選挙執行委託金であります。

続いて、予算説明書13ページ、14ページを御覧いただきたいと思っております。庁舎等改修事業、防火水槽整備事業、小型動力ポンプ付積載車購入事業の概要等について記載しております。

以上で総務課及び選挙管理委員会事務局に係る予算概要の説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 総務課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、3款民生費、4款衛生費、9款消防費及び13款諸支出金の質疑を一括

して行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 おはようございます。私からは、庁舎の改修事業についてお伺いいたします。

ここに示されております工事請負費の7億3,578万8,000円のうち、当初計画された工事費より新たに追加された金額についてお示ししていただきたいと思っております。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

これまで湯田庁舎及び老人福祉センターの改修工事等については、4億6,100万円を概算工事費として見込んでいたものです。令和2年度に湯田庁舎耐震改修工事及び老人福祉センター改修工事の設計業務に着手し、庁内組織である庁舎改修検討委員会及び検討部会での改修内容等の検討、協議を行い、改修工事の設計額を固め、先ほどお話ありました合計額として7億3,578万8,000円を令和3年度当初予算に計上しております。

概算工事費と令和3年度当初予算の工事費との差額については、湯田庁舎及び老人福祉センターの各フロアへのエアコン設置、二重サッシへの改修、キュービクルの改修で約1億4,900万円、湯田庁舎のトイレ6か所の改修で約3,000万円、多目的トイレの新設改修で約1,900万円、湯田庁舎エレベーター設置及び老人福祉センタースロープ改修等で約5,200万円、以上の合計が2億5,000万円というふうな内容となっております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 この設計案といえますか、この計画案については、1年前の予算特別委員会で最初出されたものです。昨年度のこの庁舎改修に関する討議は、近年まれに見るほどの激しい討論が行われたということで、可決はされましたが、この議場でも6対5という僅差での可決でありました。また、町民においても1,300人余りが庁

舎検討委員会を設けてほしいと、町民の中でも意見が二分される案だと思います。

昨年度の議会で当局の説明では、とにかくこの庁舎は危険である、すぐに改修しなければいけないので、緊急、応急措置として最小限の予算で行うという説明があり、私は反対しましたが、最低限の予算で行うならというような気持ちもありまして、現実を受け止めている状態でした。しかしながら、1年たって予算が今年度出されたときには、最低限の予算どころか、プラスして2億5,000万円もの新たな予算を加えて改修工事を行うという案が出されました。先ほども申しましたように、可決されたとはいえ、議員それぞれ様々な思いを思いながら可決されたわけですし、町民も様々な思いがあります。最低限の予算という約束は、最低限の保護されなければいけない約束ではないのでしょうか。提案するという事自体、議会、町民、あまりにも無視した対応と思われるかもしれませんが、その点についてお伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

ただいまご質問あったように、事業費については増額となっているということでもありますけれども、これについては庁舎を利用される住民の方並びにそこで働く職員の利便性を高めるというふうな部分も当然必要な改修工事というふうに判断しております。

あと、やはり湯田庁舎のトイレ改修等については、当初見込んでおりませんでしたけれども、現状を見る限り全面改修が必要であるというふうな形で、その部分を加えるというふうな形で、いずれ概算工事費としてお示しはしておりますけれども、実際に先ほどお話ししましたように、庁舎内の検討委員会、検討部会のほうで協議、調整を図り、住民やそこで働く職員が働きやすい環境、あとは利用しやすい環境づくり、それらも含めて必要な改修工事というふうに判断したものです。

委員長 高橋宏君。

8番 町民、職員の利用しやすいようにというご説明でしたけれども、エアコンをつけ、トイレ改修し、エレベーターやスロープをつけるということですが、超高齢化の進む西和賀町にとっては、まず役場に行ける、役場に行きやすい環境を整えるのが先であり、快適な庁舎にするのはその次の段階にするべきと私は思います。特にエレベーターやスロープを利用する方は、自分で役場に行くというよりは、町民バスなどを利用して行く方であると想像できるはずですが、月には何度か訪れるさわうち病院のそばに庁舎を建てるということを考えるのが先決で、そのための基金を積み立てるためには、今は最低限の改修にとどめる時期だと私は思います。

来年度より町では、SDGsを推進するという計画のようですけれども、SDGsの中には当事者の声や誰一人取り残さないという理念があります。この理念にも反していると思われませんが、その点についてお伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

まず、先ほどご質問のありました役場に行きやすい環境づくりというふうな部分については、町民バス等、そういうふうな公共交通の部分で、企画課のほうで現在どのような形でそれを進めていくかという部分を検討している段階です。なので、まずそういうふうな環境づくりは当然必要だと思っておりますし、それについては庁内でも十分検討していく必要があると思っております。

庁舎改修の件についてですけれども、まず現在ある施設を、先ほどから申し上げているとおり住民が使いやすい環境づくり、働いている職員が働きやすい環境づくり、そういう部分についてはやはり必要な改修と考えております。

あと、委員が大野に庁舎というふうな話を今されましたけれども、実際庁舎を建設というふ

うになりますと、これについては一般質問等でもいろいろお答えしておりますけれども、まず住民や関係する団体など、幅広く検討していく必要があるというふうな考え方は当然こちらのほうでも考えておりますし、それと今回の庁舎改修については、やはり緊急的に対応したいというふうな形での予算化ですので、その辺はご理解いただければと思います。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 なかなか見解の相違が埋まらないようですけれども、私が申し上げているのは、環境を整えたから町民が行くのではなくて、町民が行きやすい環境を整えてほしいということです。特にエレベーターやスロープを整備するという、そういうものを利用しなければいけない方々は、自分で自由に行けない方々だと思います。昨年、一昨年のこの庁舎の案が出た際、たしか若畑地区だと思ったのですけれども、高齢の方から私の知り合いは2日かかって用足しをしたという話が出されました。庁舎が2つになって、病院は別なところであって、町内最大の金融機関である農協も大野地区にあるのですけれども、そういう用足しが1か所があれば1日で済むのです。

これから西和賀町は、県内でも、全国でもトップクラスの超高齢化社会を迎えようとして、そういう方々に気を遣うというのであれば、そういうことを先に考えて庁舎建設も長い目で考えていかなければ、来年、再来年にできるものではないということは私も理解しています。すぐに新しい庁舎ができるとは思っておりませんが、基金を積み立てながら、財政が厳しい中で、庁舎改修については最低限の対応をしてもらいながら、新しい庁舎に向けた方策も一緒に検討していかなければいけない、そういう方向性も併せて考えていただきたいということの提案ですけれども、もし担当のお話があればお聞きしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

まず、長期的な考え方で、庁舎を新たに建設するという部分を考えていかなければならないというふうなことに關しては、当然そのように考えて、いずれそういうふうなことも踏まえて検討していかなければならないと考えておりますし、基金に關しては令和3年度の基金条例の創設を目指して取組を進めるというふうな考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 私も引き続きその改修工事でちょっと確認したいことがあつての質問でありますけれども、このエレベーター、これに關しては今財政難等いろいろな中で、必要なか必要でないかということは考え方は違うと思うのですけれども、基本的に保守と管理、やっぱりこれかかっていくと思うのですけれども、その辺見積り等はできているのか、毎年どれぐらいの経費がかかっているのかということと、これコロナ対応になっているの今の予算になっているのか。最終的に利用しやすいということなのでも、町民の負担がかかっているということですので、保守管理等についてお伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 エレベーターの保守管理料の見通しですけれども、25年間で1,375万円というふうな保守管理料を見込んでいます。

あと、コロナ対策については対応できているというふうな考えております。

委員長 刈田敏君。

1番 25年ということでありまして、最大で耐用年数17年で25年までできるということの中身だと思いますけれども、ざっくり割って年間どれぐらいの見込みですか、割ればできるのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 失礼しました。年間で55万円というふ

うな見込みであります。

委員長 刈田敏君。

1 番 あと、コロナの対応になっているかというやつ答えたか。

(なっているの声)

1 番 了解です。詳細については、どのような対応がされるのか。

委員長 総務課長。

総務課長 エレベーターは換気機能がついているということで、それでコロナ対応ができていますというふうに考えております。

委員長 深澤重勝君。

7 番 我々は、知らないことを聞くのではなくて、調べてから話すべきが本来であるということは重々承知しているのですが、この開発総合センターの解体工事設計業務委託料549万5,000円、一般的に設計料というのは、常識的にいってもつくるときはいろいろな設計図に基づいて設計業務をし、そして全体の工事費の何%ぐらいは設計料というような部分はあるわけですが、解体するのにこれだけの500万円以上もかけて設計しなければ解体できないという、法律的なものですか、どういうものですか、それともこの金額というのは、ただ単なる解体費の何%という機械的なことではじき出す金額ですか。

委員長 総務課長。

総務課長 設計業務の金額についてのお答えとなります。

これについては、外壁その他のアスベスト調査あるいは電気関係の調査、そういうふうな部分が入ってきておりますので、当然現地調査もありますけれども、それらから積算した金額となっております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4 番 消防関係で、新年度に向けて団員の状況がどうなっているのか、やはり人材不足になっているのではないかなと思いますので、そうい

ったことを、状況をお伺いしたいのと、それから14ページのさっき説明ありました防災のハザードマップについて、これ新しいのをいろいろ条件を入れてつくるとのことなのですが、例えば長瀬野集落のように逃げ場のないようなところの豪雨の場合の避難などはどのように考えておられるのか、どういうふうに結論づけられたのかお伺いしたいと思います。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 それでは、消防団員の状況についてということでお答えをいたします。

現時点での消防団員数は、定数435に対して344人と、そのうち機能別団員と言われる団員さんも33人含まれております。例年消防団の役員改選のタイミングになると、どうしても退団をされてしまう方が多いのですが、町としてはそういった退団をされた方についてもまだまだ緊急時には力になっていただけないということ、機能別団員になってそのまま、また活動をお願いしたいということをお願いをしているところでございます。

ハザードマップにつきましてですが、平成25年度につくりましたハザードマップは、土砂災害の危険箇所というもので、今使われているのが土砂災害危険区域というものになるのですが、それよりちょっと大ざっぱにつくられているようなハザードマップになっております。今申しました土砂災害の危険区域というのは、土砂災害危険箇所の区域を県のほうで調査をいたしまして、もっと細かく危険な区域を示しているもので、さらに県のほうがそれを指定すると、ここは土砂災害の危険区域ですよということで指定をしているものでございます。昨年2月に、西和賀町に地滑りの区域が新たに指定されましたので、今まで25年にハザードマップをつくってから更新、ちょっと入っていなかった危険区域についても全て盛り込んだ形で、新しいハザードマップをつくらうとしているものです。長瀬野の避難施設のことについてですが、私

も何回か長瀬野地区に入って防災の出前講座をさせていただいております。現時点での町のほうで持っている防災マップでは、堤防がまずありますので、浸水区域には入っておりませんが、今後和賀川の浸水区域というものを県のほうで新たに作成をすると、そして令和3年、今年3月、間もなくですが、浸水区域のほうを公表するというようなことで連絡をいただいております。そういった公表の結果によっては、長瀬野地区はやっぱり堤防で守られている区域ですが、浸水する可能性もございます。

私、出前講座のほうでお話をしていたのは、浸水をする区域なので、何とか例えば公民館を浸水に強くしてほしいとか、そういったことというのは、今の町の状況ではできませんので、浸水のない場所に逃げていただくと、そういったことを出前講座のほうでお話をさせていただいておりました。長瀬野地区については、両沢公民館も避難場所に指定をされてございますし、もし早い段階で避難ができるとなれば、この沢内庁舎のほうに避難することも可能だと思います。出前講座でもそういったお話をさせていただいておりますので、長瀬野地区に限らず、どうしても土砂災害の危険な区域という避難所、避難場所がございますので、避難される方々の意識を持ってというか、自主防災組織もそうなのですが、住民主体での避難というものについて町としては普及というか、啓発を図っていければなというふうに思っております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 消防団員の減少というのは本当に深刻で、退団なさる方は多分高齢化によるものかなと思いますが、そういった実態はどうなっているのか、いろいろなご事情もあつたりもするのかもしれないと思いますが、恐らくそのように推察しておりますが、実態と少なくなってくる中で機能別の団員さんということですが、そういう方々ももっと高齢化していらっしゃると思いますので、

やはり非常に困難な状況になってくるのかなと思います。ではどうしようかというふうなことを消防団の中でいろいろご相談なさっているのではないかなと思いますので、その点。

それから、ハザードマップは土砂主体に県のほうでつくられて、今度水害のほうも、浸水の状況もということですが、今ご説明あったように長瀬野集落地域は、いろいろ訓練も毎年毎年やっておりますけれども、水で三方が塞がって孤立した状態もありましたので、早くといっても山のほうからも水が来ますので、そして和賀川と横川が交ざった橋のすぐ上流、急に水量が増える地域でもありますので、非常に逃げ場がないということで、今お話ありましたが、どこかに行くといっても水出てくると八年橋も渡れない、そっちのほうからも水来るとなると結構大変だなと思って、雨多く降るたびに私は眠れない時間を過ごすわけですけれども、今のところは何か大事に至らないでおりますけれども、川に近いほうは床下浸水なんかもやっておりますし、もう少し入り込んで、どのようにしたらいいのかをご相談に乗っていただければ、またそういう同じような心配される地域もあるので、ちょっと細かく入り込んで、県のデータも含めて知らせながら、自分でやれと言ってもやれる人とやれない人あるし、いろいろこれから困難になりますので、心して対応していただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 まず、消防団員確保のことについてお答えをいたします。確かに高齢化が進んでいるという状況で、なかなか若い団員さんが入っていただけないという部分については、町のほうとしても非常に困難な時期に来ているなというふうに考えてございます。そういった面に関しましては、まず消防団員の皆さんが消防団員になったからこそそのメリットという部分で、消防団員に協力をしてくれるようなお店という

か、消防団員協力店というものであったり、協力事業所ということで、消防団員になっていることへのメリットの部分で何とか見つけていけないかなというふうに考えております。

消防団員の協力事業所については、現在町では2つの業者さんのほうになっていただいております。今後もそういった消防団員に対して何かしらのメリットをつくってくれるような協力店さん、事業所さんを増やしていきたいと思っております。

ハザードマップの内水氾濫のことかなというふうに感じます。確かに長瀬野地区は、和賀川のほうで水位が上がってしまうと、山からの水路、川の水を逃がせないということも私も承知をしております。そういった段階につきましては、和賀川の水が上がってしまってからでは確かにもう避難も難しい、浸水が始まってしまっからの避難というのは難しいと考えておりますので、出前講座のほうでもお話をさせていただいているところなのですが、早い段階での避難を促すと、早い段階での避難をお願いしたいということで、説明をさせていただいております。地区の自主防災組織の方、また消防団の方にも早い段階で避難をさせるような、そういった地域の雰囲気みたいなをつくれればなということでお話をさせていただいているのですけれども、まず水害に関しては早い段階の避難ですし、もし逃げ遅れてしまっているような場合、もう浸水が始まっているような場合については、自宅にとどまる、2階に上がるといったようなお話をさせていただいております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 その避難のことなのですが、水の場合に早い避難といったときに、だんだん水出てくるから、これぐらいになったらというような目安があったほうがいいのかと思います。お互いに個々にどうだろうということではなく、やっぱりもっときちんとこれぐらいの水位のと

きに高齢者は避難しようとか、そういうふうな具体的なところのご相談に乗っていただければいいのかなと思いますので、どこもそうだと思いますが、土砂なんかの場合もそうだと思いますが、こういうときにというのはより具体的に住民にお知らせしておいたほうがいいのかと思います。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 今ご指摘あったその避難のタイミング等につきましては、出前講座等で皆さんに周知を図っていきたくと思います。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私も、庁舎改修の件でちょっとお伺いしたいと思います。

昨年ですか、これ予算に絡んでおりますので、話すわけですが、財政の見直しということでいろいろ説明を去年されておまして、それでその後この庁舎の改修について、町のほうから過日に全員協議会を持って説明あったわけですが、そのときに私も意見としてはやはり財政上の中から可能な限り最低というよりも、予算の検討をする余地があるのではないかとということで申し上げました。その後、説明も庁舎に対しての予算に絡むことはなかったわけです。そして、今回この予算が提案されたわけですが、その時点で町として幾らかでも検討されたのか、この全員協議会で出された意見を踏まえて。

それで、財政上のほうからと併せてこの庁舎の当初の、先ほど同僚議員も申し上げているのですけれども、一応予算として町民含めて議会にも説明された分の増額されている分、これについては若干何となく財政を見直すということで、前回ですか、基金の原資に関わる説明もあつたりして、いろいろその辺を説明されておりますから、やっぱりこの工事費に対しては相当の検討をした上で予算、それなりの理由があつて置くべきだと私も感じているので、加えて改めてその辺の検討されたのか。



また、財政上と併せて、やっぱりこの工事予算というのはどのような形で、妥当として出したわけですが、その辺をお伺いしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 庁舎の改修内容についての検討の状況ということのご質問にお答えしたいと思います。

議会全員協議会は12月18日開催して、その際に今お示ししている予算とほぼ同じ内容のものを説明しております。議会全員協議会でいろいろご指摘、意見等伺いましたけれども、最終的には先ほど申しました改修内容で今回進めていきたいというふうな形に、検討の結果そういうふうになったものであります。最終的には2月8日、庁舎改修検討委員会を開いておりますので、そこの部分でも最終的な確認を行ったところであります。

あと、基金の関係については、先ほど申しましたように、新たな庁舎といいますか、将来の庁舎のことを考えての基金については、令和3年度に基金の増設をしたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 検討されてのこの予算だということは分かりました。

それで、私最初に申し上げたのは、議員の皆さんも、町のほうとしてもしているわけですが、財政の見直しを検討されたときに、やはり歳入を1億円から2億円増額を見込む、それから歳出を2億円ぐらいを抑えるということで、そういう今後来る償還、財源の確保ということで、町としても十分なそれに向かっての検討をされてのこの間のいろいろ説明もあったわけですので、ですからすると今のその増額される分が庁舎に要らないとか何かではなくて、やはりそうした今後の財政状況を踏まえても検討する余地あったかなど。その辺の町としての考え方をちょっと、予算に絡むことなので、お伺

いしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今回の庁舎改修に係る経費については、中期財政計画のほうにも特殊要因という形で盛り込んでいるものであります。なので、財政的な部分も含めて検討した結果ということになりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

委員長 北村嗣雄君。

2番 これは、私はあくまで根を掘ってひっくり返す気はないのですが、ただこうして予算を計上された以上は、あとは賛否で結果が決まるわけで、ですから可能な限りやはり理解を求めた説明なり、そういうのがあってこういう予算を提案することがなご一層お互いの連携なり、理解が得られるのではないかなということでもあります。答弁は要りませんので、一応意見として申し上げておきます。

委員長 刈田敏君。

1番 3点、4点ぐらい聞きたいのですが、8ページにあるこのネットワーク関係の委託料の、財産管理費、2,300万何がしですが、このシステム更新についての詳細、それから9ページの企画費のこのL G W A N関係なのですが、インターネットの賃借料とクライアントのパソコンのこれちょっと詳細と、このL G W A Nに関して町では、これなければならぬのだと思うのですが、どういう使い方をしているのか、その辺をお伺いいたします。

それから、この附属資料ですが、12ページの太田の防火水槽の詳細について、それから17ページの選挙ポスターの掲示板についての詳細についてをお伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

8ページ、先ほど予算の説明のときにお話ししましたけれども、更新業務ということで、内部情報系及びインターネット系のサーバーの更

新ということの内容になります。情報関係の機器については、いろいろありまして、まず町のほうでは住基系、あと内部情報系、インターネット系の3つの構造で情報なりをやり取りしているというふうになります。さらにこのL G W A Nについては、総合行政ネットワークということで全国一律、全市町村が参加しているものということですので、これについてはまず自治体としては必須のものであるというものであります。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 それでは、太田地区に整備する防火水槽についてお答えいたします。

太田地区につきましては、お寺などの大型の木造の住宅が点在しております。一般の住宅と一緒にあって点在している関係で、西和賀町としては密集した地域というふうに言えるかと思えます。有事の際には大火でつながるおそれもあるということで、消防団の4分団のほうには防火活動にも尽力をさせていただいていると承知しております。

この太田地区なのですが、農業用水路も非常に有効な消防水利として今までは……

委員長 課長代理、マイク。

総務課長代理 農業用水路につきましても、消防の水利として非常に有効なものと認識をしております。消防団もそのように考えているということでございます。近年といいますか、太田の圃場、基盤整備事業がありまして、農業用水路がパイプラインになったりして、自然水利が少なくなったということもございまして、消防団の要望もあつたわけなのですけれども、防火水槽のほうを設置して水利の確保を図つたというようなことになります。

以上です。

委員長 総務課長。

総務課長 17ページの衆議院のポスター掲示場設置撤去業務委託料、それについては町内107か所へのポスター掲示場を設置するものと、設置

して選挙が終わった後に撤去するというふうな内容の委託料になっております。

委員長 刈田敏君。

1番 このL G W A Nに関しては、そのためだけの500万円、600万円くらいかかるのですけれども、これの機器の賃借料、このためだけのものなのかということをお確かめしたいと思えます。

太田地区については、場所が決まっておれば、それどこかということをお聞きしたいと思いますし、107か所ということは前回の選挙と変わりなく、掲示板の位置、数は変わっていないということよろしいですか。

委員長 総務課長。

総務課長 9ページのネットワーク機器更新業務委託料の500万円のことでございますね。500万円、それではない。

(200万機器賃借料の声)

委員長 刈田敏君。

1番 500万、更新業務委託料の中で、要するにここに関わるインターネット系機器の借りる分と、それはそのためだけに使われている分の経費なのかということをお確かめください。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

この委託料なり賃借料については、先ほど申しましたように住民基本台帳系、内部情報系、インターネット系というふうな形の3高層になっておりますので、それらにL G W A Nも含め、この12節ですとその機器の保守料になりますし、賃借料になりますとそれらの機器のリース料になります。まずいろいろ表現はありますけれども、先ほど言ったように総合的に3つのグループでインターネット系、内部情報系なり、そういうふうなネットワークを構築するために必要な機器の賃借料、保守委託料と考えていただければと思えます。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 太田地区に設置をする予定の防火

水槽の位置ですが、消防団や地区の方からの現地確認とか推薦をいただいております……

(マイクの声)

総務課長代理 失礼しました。玉泉寺さんの県道沿いの駐車場があるのですけれども、そこら辺周辺ということで今位置の確定を検討しております。

委員長 総務課長。

総務課長 ポスター掲示所の箇所数については、前回の選挙時と変わっていないということです。

委員長 刈田敏君。

1番 1点だけですが、この掲示板についてですが、これ決まりというか、人口とかそういうものがあってこの107か所ということであるのか、あとはこのとおりなかなか人口減のことで、やっぱり本当にそこまで必要なのかというようなところもあるのではないかと思いますけれども、その辺を確認したいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 箇所数については、面積割と人口割というふうな形での積算方法があって、それに基づいて箇所数を算定しているということで、人口は確かに減少しておりますけれども、面積の部分については変わらないということで、そういう部分も加味すれば箇所数についてはあまり変動がないのかなというふうに考えております。

委員長 刈田敏君。

1番 面積は変わるわけがないのでということですが、金額的にはそのままでいいと思うのですが、やっぱり作業をする上で極めてここにかというようところがあつた場合、無駄になるのではないかと思いますけれども、その辺は検討とかというのはするわけですか、してきたわけですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

どの選挙のときというふうなのはちょっと今資料がないのですが、実際にポスター掲

示所の設置箇所については見直しをして、何か所か減にしているというふうな経緯もあります。

あと、一応掲示場所については、こちらのほうで確認して歩くのですが、そういうふうな時点でどういうふうな状況なのかというのは確認しますし、ここに必要かどうかということまではちょっと判断できかねるところもありますけれども、そういうふうに箇所数については引き続き決められた中で検討していきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で総務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次のふるさと振興課の審査に移るため、10時50分まで休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、ふるさと振興課の審査を行います。ふるさと振興課が所管するのは2款総務費であります。ふるさと振興課長から事業の説明を求めます。

ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。ふるさと振興課長の真壁です。よろしくお願いいたします。事業の説明に入る前に、本日出席しておりますふるさと振興課の職員のほうを説明させていただきます。課長代理の加藤一幸でございます。そして、隣が主査の高橋直幸でございます。主な担当業務としましては、地方創生総合戦略、あとは自治活動の補助金関係の業務を行っております。そして、こちら、隣が主査の山田ゆう子でございます。主な業務といたしましては、

ふるさと納税、あとは行政区の関係を担当しております。そして、その隣が主事の田中賢でございます。主な担当業務としましては、空き家の関係、移住、定住、あと若者住宅も担当しております。よろしくお願いします。

では、説明させていただきます。令和3年度当初予算のふるさと振興課に係る事業について、主なものを説明させていただきます。

令和3年度一般会計予算歳入歳出明細書のほうを見ていただきたいと思います。歳出の3ページでございます。2款1項6目企画費、地域おこし協力隊招聘事業ですが、ふるさと振興課所属の新規隊員1名に係る活動経費となります。また、そのうち18節の負担金、補助及び交付金は、今年度で任期満了となる隊員の起業支援補助金1名分、100万円を計上しております。

婚活応援事業につきましては、婚活イベントの開催に係る婚活支援業務委託として55万円、令和3年度から新たに国の交付金事業として創設した新婚新生活支援事業補助金300万円を計上しております。

ふるさと納税推奨事業につきましては、令和3年度は寄附額1億8,000万円を目標とし、返礼品に係る報償費として5,400万円、4ページのほうに移りますが、返礼品発送等に係る通信運搬費2,731万1,000円、目標達成額を目指す上での返礼品開拓、事業者組織の運営、連携の促進等に係るふるさと納税事業推進手数料として696万1,000円、返礼品発送業務委託料として267万2,000円、情報発信等業務委託料759万円とふるさとチョイス使用料990万円を計上しております。

次に、まち・ひと・しごと創生総合対策事業につきましては、総合戦略推進会議委員の報酬として17万6,000円、地域商社設立検討支援業務委託料87万5,000円を計上しております。

移住・定住推進事業につきましては、5ページとなりますけれども、移住者住宅取得補助金25万円と移住支援事業補助金、こちらは国の交付金

を活用した事業となりますが、100万円を計上しております。

西和賀町拡大コミュニティ及びふるさと交流事業では、自治組織と公民館の在り方検討について、令和4年度から施行に向けた特命主幹の継続配置と地域で取り組む活性化事業の実施に係る運営支援を行う集落支援員の継続採用に係る経費となっております。

また、地域活動連携支援費交付金は、地域情報誌の作成等について取り組む地区への補助金として300万円を計上しております。地域活動活性化推進事業費補助金ですが、こちらは町の北と南の玄関に当たる野々宿地区、また北川舟の地域活性化に係る事業費補助金として100万円を計上しております。

空き家対策事業につきましては、6ページのほうを御覧いただきたいと思います。今年度に引き続き、空き家相談会に係る報償費14万2,000円、空き家見回り業務委託料30万3,000円、空き家バンク物件調査業務委託料として50万円を計上しております。

また、空き家改修費助成事業補助金60万円に加え、空き家除去費助成事業費補助金として25万円を計上し、特定空家の解消推進に努めたいと考えております。

まちなか交流館管理運営事業につきましては、施設の開閉等に係る維持管理業務委託料として147万6,000円、冬期間における除雪業務委託料として104万5,000円が主なものとなっております。

7ページになりますが、若者単身者用住宅建設事業につきましては、本年度着手しております進入路の上層路盤、アスファルト舗装に係る工事費と住宅の建築に係る工事費と設計監理業務委託料についてを計上しております。

地域ブランド推進事業につきましては、協議会の運営支援として補助金99万円を計上しております。

川をいかしたまちづくり事業につきましては、

錦秋湖を一体的に捉えたビューポイントの整備による交流関係人口の増を目的とする事業ということで、今年度事業登録申請を行っているところです。正式な決定はまず3月中となる見込みでございますけれども、整備箇所4か所の整備計画に基づき、湯本地内内の整備に係る詳細設計委託料441万6,000円を予算計上しております。

次に、自治振興事務費につきましては、行政区長への報償費610万8,000円が主なものです。

8ページとなりますが、地域づくり推進事業につきましては、自治活動を支援するための29行政区への交付金として652万3,000円を計上しております。

コミュニティ助成事業につきましては、自治総合センター助成事業として、申請のあった事業費補助金について予算措置を行っております。

以上でふるさと振興課所管の主な事業について説明を終わります。詳細につきましては、西和賀町予算説明書の16ページから22ページのほうをご確認いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長 ふるさと振興課長の説明が終わりました。

これより2款総務費の質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 最初に、私からは若者住宅についてお伺ひしたいと思います。

若者住宅建設が今年度予定されておまして、我々議員にも設計の方から全員協議会で説明を受けました。私は、そのときにもちょっと住宅として何か所か問題があるのではないかなと思ったのですが、何せ対象が40歳以下の単身者用ということで、私一人の主観でいい悪いを判断してしまいますと、若い方々の感覚とはまた違うのではないかなと思って、町内3事業者に協力いただいて、いわゆる若者住宅に入る対象者、30代以下の若者15名からアンケートを取りました。町から示されたイメージ図を示

して、こういう住宅が今年度町では計画されていて、場所とおおよそのイメージ図でこの住宅についてという感想をもらったのですが、住みたいと思うか、思わないか、どちらとも言えないの3項目でアンケートを取りました。住みたいと思ったという方は2名、住みたいと思わないのは4名、どちらとも言えないという方が9名おりました。

住みたいと思った方の主な理由としては、快適に過ごせると思った、施設が整っている。

住みたいと思わないという方の理由は、間取りが好まない、車を置くスペースが欲しい、入り口に雪を落とすのはどうかと思う。

一番多かったどちらとも言えない9名の方々の中にも、好印象と否定的な意見がありましたので、2つに分けて紹介したいのですが、好印象の理由としては家の形状を選べるのはよいと思う、立地条件はよい、住む場所の確保はいい、除雪が楽なのはいいという方で、ちょっと否定的な意見の方で多かったのが、先ほど住みたいと思わないという方にもあったのですが、玄関前に駐車スペースが欲しいという方が4名おりました。安全とはいえ、崖側に建つ住宅は選ばない、あとは近くに保育所があり、融雪池に誤って子供が落ちる心配はないのかという心配がある、異なる形状にする必要性はないし、必要性が分からない、同じ形状のほうがいい、ネット環境のほうを整えてほしい、若者だけでなく高齢者が住むところがあればいい、数十年を見越したとき空き家になることになり、税金の無駄遣いになるのではないかと、このような意見が寄せられております。

私も、全員協議会で説明を受けたときに、どうしても玄関先に雪が落ちるという形状は、ちょっと西和賀の中でも造られているデザインではないので、どうなのかなという思いがありましたし、同じような意見が得られました。

若くても車椅子の方が入居することもあるかもしれませんし、6軒が常に入っていれば雪は

落ちるかもしれないのですけれども、その中の1軒でももし空き室になった場合、その雪が落ちなくて、雪というのは1か所たまってしまおうと、それに連なって大きな塊になって落ちづらくなります。落ちるときには、大きな雪になって落ちてしまう。今年のような大雪の時には、最終的には重機を使った除雪ということを考えた場合には、やはり池は邪魔になるのではないかなという感じがいたしました。

この結果を聞いての担当としての感想と、これを計画にするに当たって町内で対象の方々と検討してこの案ができたわけですけれども、実際に設計図ができて、この設計図を見ての感想というのを当局として対象者に伺っているのかについてお伺いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えいたします。

アンケートをいただきまして、いろいろ情報をいただいて大変ありがとうございます。まず、この若者住宅を建設するに当たりましては、平成29年度からの女性に優しいまちづくり推進監のときからの検討の経緯がございますけれども、その中で平成30年度については40歳以下、30名の女性職員を中心とした検討、女性のプロジェクトというものの中でも若者住宅の在り方というのが検討されたというふうに理解しております。やっぱりその中でも、除雪作業が楽になるような融雪装置が欲しいといった意見ですとか、また雪害、凍結対策が万全な住宅が欲しい、ネット環境の必要性ですとか、空き家より気軽に入れる住宅が必要である、またシェアハウスよりもアパートのほうがいい、商店、飲食店が近いというような施設が望ましいというような意見をいただいております。

また、その際に町内9か所の事業所からもアンケートを取ったものでございますけれども、その中でもこの意見は、ちょっと今回の若者住宅にとってはその整備につながったのかなというふうに思っているのは、旅館の一室や空き家

等はすぐに確保できそうだけれども、新卒の若者が夢と希望に満ちあふれて来たときに、この町に住むことに喜びを感じるような住居が必要だというような意見を伺っております。

そのようなことから、まず若者にとって住んでわくわくするような住宅というものと、あとはそのまちなか交流館というところは元旅館を使ったという部分もありまして、温泉のほうも管が配置されているというような部分から、西和賀の特色を生かした住宅というようなものを考えたときに、温泉を生かし、そして若者が住んで魅力を感じる、わくわくするような住宅というものを検討したということでございます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私は、若者住宅自体の必要性というのは、若者住宅建設はまず決定しているということだと思いますし、今年度具体的な設計ができたということで説明を受けたと感じております。その設計を見たときに、地元の方々との相談もあったふうには聞いていますけれども、先ほど言いましたように設計上、形状としてこの地域にそぐわないのではないかと、また住む人にとって必ずしも便利ではないのではないかとというような印象を持ったということで、設計変更も必要ではないかという観点で質問をしたつもりなのですが、その点についてお伺いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 建物の設計につきましては、様々なパターンを想定しまして今のその形になったというふうに考えています。まず、今の形としましては、切り妻屋根型の平家の住宅というようなこともありますし、また委員が先ほどおっしゃったとおり崖側への雪が落ちる仕組みと、あとは建物の玄関前のほうに池を設けて雪を解かすという仕組みとなっておりますけれども、それも建物の強度ですとかを考えたものであるというふうに理解しております。

また、その融雪池というか、温泉熱を活用するにつきましては、まず年間の気象データを基にしながら、西和賀のそういうデータを基にして、それでも融雪が可能であるというふうなところから現在の設計に至ったものというふうに理解しています。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 温泉のお湯を利用して融雪という設計であるということは、この前の全員協議会でも説明受けたのですけれども、湯株を買ってとか、様々な経費を考えたとき、普通の温風ヒーターとか使うよりも、そちらのほうが効率的にあるというような試算もあってこのような形になったということなののでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、今回のその住宅自体が、先ほどもお話ししましたけれども、元旅館のほうに温泉が引かれているというようなことがございまして、その湯株を利用できるというようなところが前提になっております。やっぱり西和賀町の特色としてまず温泉というものがございまして、それを生かして住宅を今回計画した中で融雪に使ってこうというふうにしたものでございます。ですので、コスト的な部分も確かにございまして、そちらも計算はしておりますけれども、それは全体的なこれからの例えば家賃等の算定の中で併せて考えていく部分にはなるかと思っておりますけれども、まずは西和賀らしさと、あと温泉の有効活用ということを全面的に出して、今回の建設というか、設計といたしております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 一番最初に申しあげましたように、数は少ないのですけれども、私も若い方々から、その設計図のイメージ図を見ての感想ですので、そういう方々の意見も採用しながら、変更できるところは変更し、よりよいものを建設してい

ただきたいと思います。

別の質問、2点お伺いしたいと思います。3ページ、先ほど説明があったのですけれども、18節の負担金、起業支援補助金ということで100万円、地域おこし協力隊が任期を終えて起業するに当たって100万円ということのようすけれども、この100万円というのは例えばその方がこういうことをやりたいのだというような計画書とか、起業に当たってのそういうことがあっての100万円という、この100万円という金額になった理由といたしますか、その点について一つお伺いしたいというのと、5ページの地域活性化支援ということで、たしか北と南、北川舟と野々宿地区を支援するというような話があったのですけれども、具体的にどのような支援をするということでのこの予算措置なのか、この2点についてお伺いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えいたします。

初めに、地域おこし協力隊の起業支援補助金についてでございますけれども、こちらにつきましては総務省の制度の中の地域おこし協力隊というのがあるのですけれども、そこでまず協力隊は3年間を限度として雇用できるというようなことと、あと起業支援補助金につきましては雇用の3年目と、あと任期が終わった1年間で100万円を財源として交付できるというふうになっているものです。

なお、今年度につきましては、コロナ禍の影響もありまして、1年間任期終わった後、期間が伸びまして、2年間のうちに起業を支援する場合に財源として使えるというふうになっております。

次に、地域活性化の北川舟と野々宿というようにございまして、こちらにつきましては町の北と南の玄関口の地域の取組というようなことになるわけですけれども、まず野々宿の活性化検討委員会のほうにつきましては、今年の3月に巣郷温泉観光協会のほうから町へ

の秀衡街道散策コースの整備等の要望等が出されたのを契機としたわけですが、野々宿地区といたしましても今小規模、26戸の集落で、秋田県境に接しながら温泉地を施設として持ちながら、そういう地域活動も併せて進んでいるというようなところがございませけれども、高齢化は当然どこの地区もあって、また農業や地域活性化においても一定の取組を続けていくような必要性というものを地域としても考えておまして、その中で地区全体として地域活性化の取組を進めていきたいというような部分の話となっております。既に野々宿につきましても、協議会のほうが立ち上がりまして、まず地域としてどんなことができるかというようなところを今話し合いを進めている段階でございませ。

また、北川舟のほうにつきましても、今ちょうど話が進んでいるのですけれども、令和元年12月に地域のほうからも要望がございまして、地域の活性化につきまして貝沢と若畑と大志田というようなところで協力しながら、その地域の活性化を目指していけないかというようなところで検討がされているところでございます。今ちょうど話し合いをしているところでございますけれども、その地域の拠点というようなところを求めながら、必要な設備とか施設というのはどういうものがあるのかというようなことを地域の中で話し合いを持ちまして、まずその中で自分たちがどのようなことができるのかというのを今まさに検討を進めている段階でございませ。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 起業支援については、国からの支援金ということで、何か起業しますと言えば、ただ100万円来るのかなというようなイメージを受けたのですけれども、せっかく協力隊として来ていただいた方ですので、残っていただくためには、この100万円を利用するというのはもちろん分かるのですけれども、より具体的な内容をふる

さと振興課だけでなく担当課なり、あとは地域のそういう産業と結びつけるようなサポートをしながら、この100万円を有効に生かすような方策を取る予定はないのかということと、地域活性化、野々宿地区と北川舟地区、300万円ということですので、150万円ずつという予算配分なのかという、その点についてお伺いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊の起業支援補助金につきましては、ただ単に100万円を任期が終わったから出すということではなく、隊員のほうから事業計画というものも、起業に係る計画というものも受けて、それを審査して補助金として交付するというものになっております。例えば農業振興課のほうに関わりました隊員につきましても、今林業関係の部分で必要となるそういう設備を導入するというような目標を持ちまして、その部分にもその補助金を活用するという流れになっておりますので、まずそういうここに定住して仕事に就くという部分で必要となるものをしっかりと見極めて、補助として出しているというものです。

また、北川舟と野々宿の分につきましては、そちらについて補助金の額は各50万円100万円のほうとなりますので、また300万円のほうは地域の情報誌の発行に係る6地区の分ということになります。

以上です。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから、4点ほどお伺いさせていただきます。

まず、予算説明書というか、16ページでございますけれども、地域おこし協力隊ということで昨年度は500万円ぐらいの予算を計上されておりましたけれども、本年度は290万円と少なくなっているのですけれども、この辺の詳細をちょっとご説明いただければと思います。



2点目でございますけれども、婚活応援事業ということで昨年度は114万7,000円と、本年度は364万7,000円と増えているようでございますけれども、その増えた要因などをお知らせいただければと思います。

3点目でございますけれども、ふるさと納税の返礼品につきまして、その返礼品の品物の選定に当たってどのような選定をなされているのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

あと、4点目でございますけれども、地域商社設立検討支援業務委託料87万5,000円と計上されておりますけれども、この詳細をちょっとご説明いただければと思います。

以上でございます。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えいたします。

まず最初に、協力隊でございますけれども、今回の予算というのは、ふるさと振興課のほうで新規に採用したいと考えております1名分の活動費の予算に加えて、先ほど出ております起業支援補助金100万円というような部分が入っていることでございます。現在それぞれに配置するというか、新規に協力隊を要望する課ごとに予算を置いているようなこととなりますので、まず今回でいけば農業振興課ですとか、あとは学務課、林業振興課というようなところでそれぞれ予算措置というか、予算計上をされているものというふうに考えております。

次に、婚活の支援事業ですが、令和2年度は114万円ほどというようなことだったのでございますけれども、今回につきましてはまず委託料として55万円が入っております。こちらにつきましては、町の自然を生かした観察会というような形の中で募集をして、そこの中で参加された方々が交流を深めていくというようなスタイルでの婚活を目指している部分となりますし、あと新たに300万円ということで追加になりましたのは、国の交付金を活用しました新婚の世帯対

しての住宅賃貸借の費用ですとか、あと引っ越し費用というようところで助成金が出る制度がございまして、そちらについて町のほうでも要項を定めて予算措置をしたというものでございます。ちなみに、上限額が60万円ということで、5件分を今回見込んだものでございます。

次に、ふるさと納税の返礼品につきましてですけれども、こちらにつきましてはまず町の事業者さんのほうからそういう返礼品となるような候補を申請いただきまして、町の中で関係課が集まります審査会という部分がございますけれども、その中で制度に合っているかですとか、事業者さんの申請される商品は大変町にとって素晴らしいものであるもので、大体採用をしているところなのですけれども、そういうふうなところでしっかりと審査を行いながら採用に至っているという部分となっております。

あとは、その地域商社の関係でございますけれども、少々お待ちください。地域商社の調査に係る今回委託料ということでございますけれども、おとといですか、一般質問でもお答えいたしましたけれども、商社の検討委員会を立ち上げてこれから検討に入っていくわけですけれども、それに合わせまして町にどのような資源がまだあるのかとか、そういう販路はどういうものがあるのか、新たに地域課題について取り組む部分などもどういう体制でやっていけるかというところについてまず調査をいただくというふうに考えているものでございます。具体的に言いますと、西和賀町における地域資源開発、販売に係る情報の整理ですとか、また地域商社として事業領域、商材設定に係る部分の調査、あと地域商社の設立、運営方法及び人材確保、活用に係る調査、またターゲットとなる消費者及び販売エリア等をまず調査していただいて、それから検討を進めるというような段取りで考えております。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 2点ほどお伺いしますが、予算説明書の21ページ、川をいかしたまちづくり事業、これでちょっと書いている部分確認したいのですが、この事業概要の3行目ですが、湯本地区の前、賑わいを創出することの「木テク」というのは、木のテクはこれ何を意味するのかなということの確認と、事業費の内訳、主なもの、12の若者単身住宅設計業務234万6,000円というのは、これは前の数字の誤りではないですか。そうすると、いわゆるこの441万6,000円の事業費の詳細を教えてくださいということ、それが1点。

それから、先ほど同僚議員からありましたが、ふるさと納税の部分で実際かかっていると言えはこうなるかもしれませんけれども、全体の経費が1億千三百何十万円になって、このふるさと納税の目標額の約63%以上が返礼品と合わせてなるわけで、実際の役務費、委託料まで含めてこの部分の使い道のもっと詳細を教えてくださいなのですが。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

すみません、大変失礼いたしました。今ご指摘の予算説明書の21ページの川をいかしたまちづくり事業の事業費内容の主なものの部分でございすけれども、すみません、こちら記載の誤りでございます。その若者単身者用住宅建築工事实設計・設計監理業務委託というのは、こちらの部分からは削除させていただきまして、こちらに入りますのは湯本地区のテラス等整備実施設計業務の341万6,000円となりますし、また下段のかわまち事業検討支援業務につきましては122万3,000円となっておりますが、こちら100万円の誤りでございます。大変失礼いたしました。

あと、事業の詳細の部分につきましては、課長代理のほうから説明します。

委員長 加藤課長代理。

ふるさと振興課長代理 事業の詳細については、私のほうから説明させていただきます。

先ほど課長のほうから説明ありました事業の内訳の部分の1点目、湯本地区のテラス等整備実施設計ということで、来年度から事業を推進するに当たって、湯本まちなか交流館の下の部分にダムの方では護岸整備を、階段護岸をつけて川にアクセスしやすいような整備をすることで予定していますが、町ではまちなか交流館の脇の部分にテラス等を設置して、住民等が集える場所を整備したいということでの実施設計業務の内容になっています。

あと、下のかわまち事業の検討支援業務ということですが、こちらにつきましてはかわまち事業のそれぞれの4地区の整備箇所があるのですが、そちらの整備箇所について地域住民等の関係者によるワークショップを開催して、どういう整備をしたらいいかというのを検討するための支援業務というふうになっています。その中で、住民の意見を取り入れながらなるべく使いやすい施設にしていこうという業務内容になっております。

以上です。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 ふるさと納税のほうにつきましてですけれども、その前に今の資料につきましてもう一点、大変申し訳ございませんが、修正をいただきたいと思いますが、川をいかしたまちづくり事業の事業概要のところに、3行目の賑わいを創出することの「木テク」となっておりますが、こちらは、すみません、「目的」ということでございます。よろしく願います。

ふるさと納税につきましてですけれども、事業、歳出の内容の詳細という部分ですが、まず順番に行きますが、7の報償費につきましては寄附額に対して3割以下という返礼品の基準がございまして、その額を予算措置しているものでございます。

また、大きいところでいきますと、需用費の消耗品というようなところは発送に係る段ボー

ルの費用となっておりますし、また11、役務費の通信運搬費につきましては、こちらは発送費ということで、要するに返礼品をお送りする際の運賃というようなことになっております。

また、クレジット決済手数料につきましては、これはまさにふるさとチョイスというシステムの中でクレジット決済を行う方、またこちらに含めましてマルチペイメントというような支払いの形態で、今キャッシュレスですとか、コンビニ決済というような部分もございますので、それを可能にする手数料というような形になっております。

あと、ふるさと納税事業推進手数料ですけれども、こちらは新たな返礼品の開拓ですとか、あとは事業者さん同士の連携を図りながらそういう組み合わせた返礼品をつくっていく、あとは情報発信を行ってより寄附を募るといった、成功報酬的な部分でまず寄附額の5.6%というような形で算出をしているものでございます。

あと、ふるさと納税システム保守業務委託料としましては、こちらは受発注に係るシステムの料金となりますし、ふるさと納税返礼品発送業務の委託料につきましては、こちらはまず返礼品を発送する際の梱包ですとか、商品の受入れから、そういう寄附者の方に直接お送りするような形の作業を委託している部分についての費用となっております。

また、ふるさと納税情報発信業務委託料につきましては、今委託している事業者さんは町の一室で作業を行っていますけれども、そちらのコンテンツマネジメントシステムというようなことの操作の部分に係る費用ということで、まず固定費的な部分で算定されているものとなっております。

ふるさとチョイス使用料ですけれども、こちらはふるさと納税を取り扱っているウェブサイトということで、そちらを通して寄附をいただいた場合に費用が手数料として発生するというようなことで、使用料として発生するというこ

とで5%の額を見ているものでございます。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 このふるさと納税に実際にかかっていると言われればそのとおりかもしれませんが、それぞれ他の自治体とも様々な情報交換等もしているかというふうにも思いますが、返礼品については御覧のとおり大体30%をめどにやるわけで、主として地元産品をとということでありますけれども、そのほかの全体の33%も経費かかるというのはどうなのかなという感じであります、これだけかかっていますとえば。それはあれなのですが、その辺あたりのかかっている経費の不必要の検証をやっぴり常にやっていただきたいし、やらなければならないのだろうなということを感じます。

全体的な経費、町からすればふるさと納税でいただくわけですから、何割云々というわけではないのですけれども、非常にこの経費部分でかかり過ぎなのかなという感じではありますが、繰り返しになりますけれども、様々な諸経費について検証していただきたいなというように思います。

それから、この川をいかしたまちづくりであります、先ほどもそれぞれのワークショップ、その地域によるというものを123万円と、これは予算書は100万円になっていて誤りになるようですが、先般の全員協議会でかわまち事業の全体の構想図は頂きました。おおむねあれに向かって進んでいくというような流れの前段という意味で、そういう解釈でいいのですよね。そうすると、一般質問でも例えば申し上げましたが、あえて水道の事業にかかったのが駄目だ云々ということではなくて、あるいはまちなか交流館の経営部分の云々ということではなくて、手法として、少なく出して、最低限ではなく、少なく出して、終わってみればどわっというような感覚、今までの実例として挙げたわけがあります。

そうすると、あの段階で概略で、あくまで概略ですが、国の補助事業ということでおおむね7億円ぐらい、今資料持ってきていないのであれですけども、それで地元負担が大体二、三億円ぐらいのあれで書いてあったと思います。今からこの400万円ぐらいの準備をしていって、今言ったように自治体負担がおおむねですが、2億円から3億円と書いているのが最終的に2足す3になって5億円なのか、2掛ける3で6億円になるものなのかということ、今までの実績からすればそういうことを感じるのです。

そして、今こういう時代に、確かにこの川を生かした、あるいは無地内のカタクリ、あの辺のということ、分からぬわけではありませんけれども、例えば一例を取れば無地内のカタクリ群生地に多分億単位のお金をかけて、道路を造って順々に造っていくと思います。無地内のカタクリを見たいからと来る人いるかどうか、現実的に。カタクリ、安ヶ沢も貝沢もたくさんあります。果たして、こういう時代にこういうお金の使い方というのはいいのかなということに極めて大きな疑問を感じるのです。今の時点で、大体2億円から3億円という町の負担です。確かに、国から来る補助金は大きいと言いながら、あるいは川に下りて川で楽しむ人もいられるかもしれませんが、それが全体的にどれだけの人数になるかということ。

繰り返しになりますけれども、2億円から3億円、場合によって増えれば4億円か5億円になるかもしれません、今までの例からすると。それによって西和賀町民がどれほど幸福感を感じるか、達成感を感じるか、そのことを考えてみたら、とてもではないけれども、手の出るような事業ではないかなということを感じますし、かなりの多くの町民に話をすればそういうことになります。ですから、このスタートの段階でやっぱり調査とか、あるいはちょっとした設計監理とかということスタートし始めた後は、何億、何十億に行ってしまうのではないかなと

いうことを強く危惧するわけでありまして、ですからこの辺あたりのことを、何回も具体的に検討した、検討したというような表現になるわけですが、そういう将来的に、あるいは今現在西和賀町の置かれている現状を見て、あるいは町民がこれだけの町事業を、国の補助金あるにしても、町のお金を使って価値があるかなということなどをどれだけ感じるかというあたりもどの程度検証しているものなのかをお伺いしたいのですが。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、今回のかわまち事業につきましては、整備箇所4か所というような部分でございますけれども、これまでもそういう例えばダムビジョンのほうですとか、あとは観光振興計画のようなどの中でも自然資源を生かしたというような部分で、そういう整備の必要性というものには各計画で検討されてきたものというふうに捉えております。この計画につきましては、まず国、国土交通省と、あと町とその地域が一体となって地域づくりと関係人口の増を目指すという状況となっておりますので、そのようなことから機会を捉えまして、錦秋湖を一体的に捉えた町の自然資源として地域の活性化につながるような形で整備をさせていただきたいというような提案となっております。

この具体的な整備箇所の内容につきましては、まず当初申請に当たっては概算というようところで予算措置をしておりますが、これからかわまちづくりのワークショップ、検討組織において、それぞれの施設について詳細を詰めていくような流れの事業内容となっておりますので、限られた予算というところは、貴重な予算というのは十分に理解しておりますので、整備内容につきましては詳細に進めながら、あとはどちらかというとその整備をして、有効活用を今後どのように進めていくかという部分について重点的な検討をそこで進めていきたいというふう

に思っております。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 これは、少なくとも我々が知る範囲内では新聞情報が早くて、第1回か第2回の検討委員会で見まして、これだけの事業、何名かの検討委員で検討されたようでありましたし、我々ももちろん説明を受けたわけですが、先ほど言いましたようにいろんな計画を立てて町の活性化のためにやるという部分の表現の仕方、あるいはその取組そのものを全く否定するわけではありませんけれども、やはり費用対効果といいますか、あるいは全体的に受ける町民がそれだけのものをつくったおかげでやっぱり大半の人が、かなりの人がよくなったと言える、思えるような施設なのか、投資額なのか、そのことをもっともっと検討ではなくて検証しなければいけないと思うのです。幸せ感とは風が吹けばおけ屋がもうかる式の効果の在り方というのは、本来いくべきではない、やるべきではないわけですから、そういう意味で、繰り返しになりますことを言うのでありますが、国の事業と言いつつも町の持ち出しもかなり金額大きいわけですし、これまた今の時点で、できてみれば何億円になるか分からないような取組というのは、いま一度見直しも含めた検証が必要だろうというふうにも思いますが、改めてどうでしょうか。

委員長 細井町長。

町長 ただいま委員さんのほうから、かわまちづくり計画についてのご意見いただきまして、大変ありがとうございました。これにつきましては、いろいろあくまでも目標は地域振興のためにやるということでございます。まず1つは、国土交通省が関わっております。これは、国交省がここに湯田ダム、錦秋湖があるということで、国交省が投資した事業が地域にとってやはり役に立ったという結果を出したいという思いで、これは単独で川をいかしたまちづくり事業

を進めましょうということで、かわまちづくりの計画がございます。これは、ほかの各地でも、全国で、県内でもやって、地域貢献をしたいということでやっています。

町としては、せっかく国交省がそういう企画をしているわけですから、それとタイアップして、より効果的に影響、地域に振興を及ぼすような形で関わればということで町のかわまちづくりをセットしているところでございます。これについては、考え方いろいろあるかもしれませんが。先ほどカタクリで、無地内にあって、それはどうかという意見でございました。確かに、安ヶ沢辺りに比べると規模は小さいかもしれないし、近くに民家がないので、そういう状況かもしれません。しかしながら、やはり広い町内にそういう箇所が点在しているということは、よそから来たお客さんをよくよく奥のほうに、北上から来た人が、結構これも人気ですから、無地内にいらっしゃるのです。その人がやはり安ヶ沢まで行ってみたいということによって町の中に引き込むという、そういう効果もあるというふうに思います。これは、観光面における町の持っている面的資源を提供して、誘客して、経済効果をもたらすという、そういう誘因になるだろうというふうに思います。

それからあと、経済効果のB/Cというのですか、投資と効果を検証すべきだということでありまして、いろんな全ての事業に関してそれは言えるだろうというふうに思います。県内の市町村いろいろ特徴あるわけでございますけれども、旧湯田、沢内、西和賀町は比較的町村の中においては観光事業における効果がある、温泉がありますので、そういうことで収入というのは確実に位置づけられているというふうに認識しておりますので、今後もやっぱり来ていただける、せっかく来ていただいて収入効果があるわけですから、それを引き続き最近の事業においてどれだけの効果であるかというのは、今後も継続して検証していくべきということとは

言えるだろうというふうに思います。いろいろ議論もしていますけれども、限られた財源の中でやはり国等とのタイアップした事業を展開することによって、そのチャンスを生かしていければなというふうに思います。

投資については、最初から全てを完全にB/C、投資対効果を計算できなくても、ある程度を投資するという意欲、やっぱりそこが必要であって、それが大化けする可能性もあるし、場合によっては思うように結果は出ないという場合もあるだろうと思いますけれども、何もやらないでいればただただ終わってしまうということですので、我々としては考えられる地域資源を有効に活用して、いろんな事業を検討したいなというふうに思っているところでございます。もちろん皆様方の意見もいただきながら、吟味してということでございますので、担当課のほうにもどんどん激励をいただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 深澤重勝君。

7番 もちろん町長が言うのは分かります。そしてまた、このような自治体で国との連携というのは当然考えて、単独何でもできるわけではないのですから、そのことは重々認識しております。ただ、これも言いましたように、やはりこの時代の流れ、時代のこれから進むようなありようというものをどのように捉えるかということ。

極端な例であれなのですが、震災の災害復興の途中からかなり言われてきた奥尻島の復興の事業経過、確かにそのとき大事だ、大事だと言って造るのです。そして、あれから何十年、今は解体もできなくて、大変な箱物が残ったという負の遺産、写真つきで新聞に載っておりましたが、それは議論するときに表向きに言われないうことであったわけですが、東日本大震災起きたときに復興、復興、復興事業必要だ、必要だと、そのときは必要ではないというのは誰も言えないわけです。そうして造ってみて時が経過

したら、さっき言ったような奥尻島の極端な例なのですけれども、あのような人が誰もいないところに、とてつもないコンクリートの箱物があってというような事態も現に経験として学んでいるわけでありますから、今人類が体験したことないこのコロナの問題、これ以降人間の生活がどのように変わるか誰も予測できない。今朝たまたまテレビでやっていたのですが、「復活の日」、小松左京ですか、「日本沈没」を書いた作家がちょうど60年前にまさにこのウイルスのことを予言した。

ですから、我々は将来のことは分からないわけでありますけれども、少なくとも今の時点で考えられる可能性の高いいろんな部分を考えたら、今までのように何かをやったほうが良いというようなその投資の仕方というの、ある意味見直してみなければならぬのであろうということをもっともっと検証すべきだということをお願いいたします。造ったはいいが、ほとんど物も行かなくて獣道になった、維持費はかかるというようなことを夢物語というふうに見るものなのか、今の世の中からすればあり得るなというようなことを考えて事業を取り組むか、これ西和賀町だけではなくて、確かに国も国で、我々はこのにいて国のことまで心配する立場ではないのですけれども、これ以降の財政負担というのがどういう形で来るかというのが、もう考えただけで末恐ろしくなります。そういう部分も含めて、今回のこのかわまちづくりをやるのかなということを私は随分危惧するわけであります。

ですから、くどいようで、繰り返しになりますけれども、十分検討ではなくて検証をしながら取り組んでいただきたいというふうに思います。終わります。

委員長 細井町長。

町長 委員さんからのご意見、大変ありがとうございます。それから、一応申し上げておきますけれども、かわまちづくり事業については、

町のほうから申請をしているという段階で、まだ決定という承認はいただいておりませんので、今計画案ということで進めているというところでございます。

それから、事業については、いろいろ成功もあれば失敗もあるというようなこともあると思いますけれども、ただやはり何でもかんでもやればいいということではなくて、今私が進めているのは地域資源にこだわった地域振興でいきたいと思いますということですから、一応のベースとなるその根拠は持っていきたいなということで考えているところでございますので、いろいろご指導いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 高橋輝彦君。

6番 私は2点ありますが、1つずつやっていきたいと思えます。

説明書の16ページの、先ほども話題ありましたけれども、婚活応援事業であります。大体のその事業の内容はお聞きしましたけれども、これは“いきいき岩手”結婚サポートセンターに登録するか否かは全く関係ないものなのでしょうか。まず、そこをお聞きしたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

“いきいき岩手”結婚サポートセンターへの関係ということでございますけれども、こちらにつきましてはまず結婚したい方が申請をいたしまして、そのサポートセンターが運営するデータベースに登録するような形になりまして、要するにパートナーを見つけるためのシステム運営に係る入会助成金というようなことになっております。1人当たり1万円の登録料というようなことになっておりまして、登録すれば2年間有効というような形になっておりますし、またその運営全体に係るサポートセンターの負担金として4万7,000円ということですが、このサポートセンターに岩手県の市町村はまず全て加入しているような形になっておりまして、

そこから算定されているものとなっております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 申し訳ございません。聞き方が間違ってしまった。そのサポートセンターに入会することと、この結婚新生活支援事業が該当することの関係性というのはいないわけですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 すみません、お答えいたします。

こちらにつきましては、関連性はございません。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 分かりました。

それで、そうしますと39歳以下の世帯ということへの結婚新生活支援事業ということなのですけれども、これ夫、妻、どちらの年齢なのか、その辺をお聞きしたいです。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、夫、妻、どちらかの高いほうの年齢ということになっております。

あと、こちらに記載がちょっと不足しておりましたけれども、こちら市町村単独ではなくて、町では岩手県の主導型というようなパッケージのほうに加入するようなことを考えておりまして、そうなりますと29歳以下になればその補助が60万円というようなことになっておりますので、今回の予算につきましてはその60万円掛ける5人分ということで300万円をまず見ております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 高いほうの方の年齢ということでございます。39歳だと、当町においてはまだまだ若いほうなのではないのかなというふうに思います。町独自の施策が組み入れられるのであれば、もう10歳ぐらいは引き上げていただいてもよろし

いのかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 すみません。私、ただいま説明いたしましたけれども、ちょっと誤りがございまして、訂正させていただきます。国のほうの事業の要綱でいきますと、39歳以下30万円、29歳以下60万円ということで、どちらかの高い年齢を基準にというふうになっておりますが、ちょっと今回町のほうで考えたところで行きますと、町の方では夫婦の双方の年齢がまず39歳以下であれば対象にしたいというふうにしております。それが町のほうで、夫婦双方の年齢が39歳以下であれば補助の対象というふうを考えております。

以上です。

(年齢を引き上げる件はの声)

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、国のほうの基準の部分に沿うような形にいたしますと、やっぱり39歳以下という部分のところは基準になるというふうに思っておりますので、その財源を活用するというので、それに沿った形にさせていただいております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 ぜひ町のそういう意向というのも組み入れていただければと思います。

次の質問です。17ページのふるさと納税推奨事業、先ほども話題あったわけですが、別の視点からお聞きします。町では、ヘリオス酒造さんにコロナ禍においてもヘリオス77という消毒液の提供を受けまして、感染防止に取り組むことができておりました。消毒液がなかった時期に、非常に助かったなという思いがございました。各施設で本当に感謝していたのではないのかなと思いますけれども、こういうこともあったわけなのですから、今回のふるさと

と納税においてヘリオス酒造さんも注目していたわけなのですから、町内の返礼品の人気ランキングをお聞きしたいなと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

システムのほうで登録している情報からお答えいたしますけれども、まず1番から行きますが、湯田牛乳のヨーグルト詰め合わせセットというのが一番人気が高いというふうになっており、その次にユキノチカラビールの3種の各4本セット12本入りというのが続きます。またその次からは、ヨーグルトの詰め合わせというような形で、まず今回定期便というような形も取っておりますので、そういう部分でヨーグルトも非常に伸びているということと、あとは町内のお菓子関係という部分でいきますとレーズンバターというようにところどころ非常に今人気が出ております。また、巣鴨養蜂の蜂蜜ですとか、そういうように順番でいけばなっております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。今後引き続き、事業所との連携を密にしてやっていただければなというふうに思っております。

事業概要のほうを見ますと、寄附者の意向を具体的に政策に反映させ、多様な人々の参加による魅力あるまちづくりを行うものであるというふうなことで、まさしくそのとおりこのところは待ち望んでいる部分であります。この部分で、今の段階で仕組みづくりというか、そういうものが進んでいるのかどうかお聞きします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、ふるさと納税につきましては、ふるさと納税事業を取り組み始めましてから、6つのパターンの寄附される方の要望をお聞きしまして、寄附をいただいているということになっております。具体的に言いますと、活力ある産業振興のための事業ですとか、若者定住のため事



業、子育て支援のための事業というような形で、まず寄附者の方がどのような使途で使っていたかという要望を聞きながら、町でもそれに添った事業に充当しているというような形になっています。

また、寄附者の意向を具体的にということ、寄附者の方とのつながりの中で意見を反映させたいというような部分でいきますと、今寄附いただいている方とはそういう、例えばメール、メルマガというようなどころに登録いただいて、まずそこから様々なご意見をいただくということになっていますけれども、登録されている方が、私も驚いたのですけれども、1万3,000人ほどいて、その方に情報を提供しているということになっています。こちらについても町というか、ふるさと振興課のほうでもちょっと考える関係人口というような部分でも大きいと思っておりますので、そういう部分を大切にしながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 メルマガのほうで1万3,000人の登録ということで、すばらしいことになっているなというふうに思います。これを大事にしていただければなと思います。

その寄附者の方と生産者はつながっているのか、その辺は今までも申し上げてきたとおり大事な部分だと思っております。それを町が仲人役というか、そういうふうなことで積極的にやることは、寄附の拡大につながっていくものだろうと思っております。今回の事業でも、その部分への取組というのを考えていらっしゃるのかお聞きします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

寄附者の方と町の事業者が直接つながっているかということ、そこのところはなかなか直接どうなっているかというのは実はつかめておりませんが、年度の中で実績報告というような形で

寄附をいただいた方にはパンフレットというような、ちょっと冊子を作ってお届けしていますが、その中でも事業者がどういうふうな方々であるのか、あと寄附された方がどういうふうな商品に対しての思いがあるのかというような部分を紹介しながら行っている部分があります。

また、先ほどのメルマガにつきましても、月3回ほど発行しております、そういうふうなこちらの町の事業者含め、思いをその寄附者の方に伝えるというようなどころは行っております。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私から、1点だけお聞きします。

私、一般質問でも町長にお伺いしたわけですが、先ほど同僚議員も質問していましたが、創生総合対策事業の地域商社設立検討の支援事業業務なのですけれども、これ委託先は一応どちらに検討しているのか、そしてこの試算している87万5,000円、これはどういう、何か金額的にもちょっと何となく半端なような感じもするわけですが、ちょっとお伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、総合戦略の調査事業につきましても委託先という部分ですけれども、まだ決まっているとは言えないと思いますが、想定しておりますのは総合戦略策定に携わっていただいたというか、お手伝いいただいた信中金というところが、北上信用金庫の上部団体になりますけれども、そちらにつきましては考えてはいるところでございます。地域総括連携という部分で、その地域の課題解決に向けてそういう連携も図られているところでございますので、また観光振興計画も手がけるなど、まず町のことをよく理解しているというところから考えております。

あと、その金額につきましては、調査費に係る人件費というところを算定しまして、こちら

につきましては専門員の単価に時間を掛けて算定した結果の数字というふうになります。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上でふるさと振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の企画課の審査に移る前に、昼食のために1時まで休憩いたします。

午後 零時06分 休 憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

企画課の審査に入る前に、委員長から皆様方にお願ひがあります。予算審査においては、十分活発な質疑をお願ひしたいというふうに思っておりますが、質問者及び答弁者はそれぞれ簡潔明瞭にまとめてお願ひをいたします。

また、質問者にお願ひであります。あくまで予算に対する審査でありますので、委員の皆様方の思いを十分ご理解するところでありますが、一般質問のような質問は差し控えていただきたいというふうに思います。

それでは、続いて企画課の審査を行います。企画課が所管するのは2款総務費、12款公債費、14款予備費であります。企画課長から事業の説明を求めます。

企画課長。

企画課長 皆さん、こんにちは。企画課でございます。よろしくお願ひいたします。初めに、当課の出席者を紹介いたします。課長代理の内記良伸です。主査の高橋高行です。同じく主査の高橋祐征です。同じく主査の藤原正弘です。最後に、私は企画課長の吉田博樹です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、当課の主な事業について、予算書により歳出の内容について説明をさせていただきます。6ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、職員人件費は、企画課職員の人件費になります。

2目文書広報費、広報事務費515万7,000円は、広報西和賀の印刷代と町のホームページサーバーの保守管理委託料等となります。

7ページをお開きください。3目財政管理費、財政事務費242万2,000円は、今年度中期財政計画を策定したわけですが、その検証や指導をしていただくための講師謝礼のほか、予算書等印刷代と地方公会計財務書類作成業務委託料となります。

5目財産管理費、基金造成事業1億236万3,000円は、各種基金の積立てになります。その内訳でございますが、初めに減債基金1,205万4,000円の積立ては、中期財政計画に基づくもので、今年度借入れを予定している老人医療費給付事業分の過疎債ソフト分について、後年度の負担に備えるために積立てをするものでございます。また、がんばる西和賀応援基金は、ふるさと納税に係る寄附金の2分の1を積み立てしようとするものであります。その他の基金につきましては、預金利息の積立てを予定しているものでございます。

6目企画費、企画調整事務費、8ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金、東北ILC事業推進センター負担金20万円でございますが、こちらは今年度新たに計上してございます。こちらは、ILCと地域が密接に関係する候補地周辺などの自治体や大学などによる協議会組織の負担金という形になります。推進協議会に入ることにより、ILCの誘致を契機とした地域の発展や今後の可能性について検討を進めようとするものでございます。

なお、岩手県国際リニアコライダー推進協議会が全県で取組を進めている誘致や啓発活動などにも継続して参加するものであります。

雪国文化研究所運営費393万7,000円は、雪国文化研究所の管理運営に要する経費となります。

9ページをお開きください。地方交通路線対策事業4,341万5,000円ではありますが、令和3年度からおでかけバス、湯けむりタクシー、山伏線実証運行に係る経費を地域公共交通活性化推進事業から、現状に合わせて本事業に移しております。令和3年4月1日からは、現在岩手県交通が運行しているルートも含め、町内全線を町民バスとして運行を開始することから、町民バス運行业務委託料が昨年度より増額となっております。

なお、町内を運行する路線バスへの補助金は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの半年分を見込んでおるものでございます。こちらは、県交通分の補助金という形になります。

次に、総合計画推進費306万9,000円は、第2次総合計画後期基本計画の策定の年になることから、基本構想審議会委員の報酬や第2次総合計画後期基本計画策定支援業務委託料という形になります。

10ページになりますが、地域公共交通活性化推進事業188万5,000円のうち、地域公共交通体系調査検討業務委託料165万7,000円は、町民バス利用の実態調査を行うなど、引き続き町の公共交通の在り方について検討を継続するための経費を見込むものでございます。

2款5項2目諸統計調査費、基幹統計調査事務費51万8,000円は、諸調査に要する費用になります。

11ページをお開きください。12款でございます。12款公債費、1項元金、地方債償還元金7億3,291万5,000円、2目利子、地方債償還利子4,502万3,000円は、一般会計の地方債の償還費用になります。

14款予備費は500万円とするものでございます。

なお、予算説明書は15ページが企画各課の分になりますので、後で御覧いただきたいと思

います。

当課からは以上で説明を終わりますので、ご審議の上、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 企画課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、12款公債費、14款予備費の質疑を一括して行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 私からは、町民バスの運行についてお伺ひいたします。

4月から9月は利用促進ということで全員無料ということなのですが、10月から高校生以下、75歳以上、障害者無料、この無料対象の方々の確認方法、当然ほっとゆだからですと町外の方も利用すると思われるのですが、この方々の確認方法が1つと、湯けむりタクシーについては料金的に今までどおりの運行なのかということと、あとは現在ある町内のバスの運行、県交通が担っておりました路線バス、町民バス、この2つが合わさって町民バスになるということで、あとは残っているのがスクールバスを直営で行っていると。今の町の少子化の状態を考えますと、どこかでこのスクールバスも一体とした運行を考えていかなければと思うのですが、今年度から検討に入る予定があるのか、そこの3点について伺います。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

町民バス関係ということで、3件ご質問いただきました。まず、1点目の乗車の確認の方法ということでございます。まず基本的には、学生さんの場合は学生証をお願いしたいなというふうに考えてございます。あと、75歳以上につきましては、一番いいのは後期高齢者医療保険証とかあればいいのですが、まず自己申告もしていただきながら対応していきたいなというふうに考えてございますし、この無料期間のうちにできるだけ周知をして、分かりやすいようにしていきたいなというふうに思っております。

あと、湯けむりタクシーの料金のほうでございますが、現行どおりという形にしてございませので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、スクールバスの対応の部分でございませ。先ほど検討業務を今年度、来年度引き続き行ふという話をさせてもらひましたが、その中でスクールバスも含めた形で検討はしていききたいというふうに考えてございませ。ただ、来年、再来年からすぐできるかということになるとちよつとあれですが、いずれ町全体のバス、公共交通という部分での考え方、話合ひは進めていききたいというふうに考えているところでございませ。

委員長 高橋輝彦君。

6番 説明書の15ページでございませ。町民バス運行業務ということで3,100万円、ほとんどの金額が東日本交通さんに行くのかなと思ひませけれども、それにプラスでこの広域生活路線維持費というのは東日本交通さんに対する補助金ということになるのでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 予算説明書15ページの事業費内訳の中の広域生活路線維持費337万5,000円ということではよろしいでしょうか。こちらにつきましては、今年度、昨年10月から今年3月31日まで県交通さんが運行しているわけですが、その部分に対しての補助金という形になりますので、県交通さんに行く分ということになります。

以上でございませ。

委員長 高橋輝彦君。

6番 そうしますと、来年度分という部分では、これはなくなるということですか。

委員長 企画課長。

企画課長 委員おっしゃるとおり、なくなることになります。

委員長 高橋輝彦君。

6番 それと、山伏線実証運行ということで、これからの実験になるということのようでありませ。事前に金額が、予定額がオープンになっ

ているということは致し方ない部分だろうと思ひますけれども、それにプラスこの下の事業での委託料、補助金、これについてもこれは次の契約になるところに加算される金額でしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 すみませ、質問の内容がちよつとあれなのですが、下といひますとどの部分になりますか。

6番 下の1行、地域公共交通活性化推進事業でも山伏線の運行方法を検討するという事で委託料が発生してはいますが、この委託料についても山伏線で契約する事業所に対する委託料ということになるのでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

15ページの下の実業名で地域公共交通活性化推進事業の実業内訳の中の12節委託料165万7,000円の部分という考え方ではよろしいですか。こちらは、山伏線の運行を昨年10月から実施してはいて、今年3月まで一旦6か月、半年分ということで事業を行はました。その後、来半年間やりたいということで、予算の計上をさせてはいておるわけですが、その運行の調査をきちんとしては10月以降したいということではいてはいますので、調査業務分ということになります。調査は、その運行業者にお願ひするものではなくて、別の事業者といひませるか、法人といひませるか、そちらのほうにお願ひするものでございませるので、運行業者に行くものではございませ。

委員長 刈田敏君。

1番 私もこの地域交通の委託料の中の町民バス運行業務委託料、この中身なのではいますが、これって運行するだけのことで、バス停とか、その辺のそういう設備といひませ、備品等、それはここには含まれてはいてない、出るとすればどこから出ていくのか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

町民バス運行業務委託の委託料の内訳ということで、バス停の関係お話ありました。バス停につきましては、現在県交通さんが所有していますバス停今ございますが、そちらを町のほうで無償で譲り受けようと思って考えてございます。ただ、皆さんも見てお分かりのとおり、バス停として見られないようなバス停もございます。例えば頭がないとか、腰から折れているとか、そういったものはもうちょっとうちのほうでも管理できませんし、新しく用意することもできませんので、そちらについては引き取りできませんということで県交通さんにお返りする形で、使えるものだけを町のほうで頂いて、そちらを管理、町の所有という形にして考えてございます。

ただ、あとその後の管理につきましては、今回業務委託する業者さんのほうにお願いするという形にしてございますので、例えばあまりにも大雪が降ればあれなのですけれども、雪が降った場合ちょっと除雪をしてもらうだとか、見えやすくするとか、時刻表が剥がれたらすぐ手直しをもらうだとか、そういった部分の管理については業務委託のほうに含めて対応していただくというふうに考えてございます。そのほかに運転手さんの人件費であったり、油代、あとは車両の点検整備等について、またあと保険料等は委託料に全て含まれているものというものでございます。

委員長 刈田敏君。

1番 使えない分返すと言うのですけれども、その分何とか用意してもらわないと、地元の人はいいかもしれないのですけれども、例えばほかの人が見るとき、この際もうばんと新調するみたいなことも必要ではないかなと思うのですけれども、やっぱりバス停が元気ないと、あとは紙が飛んでいったりするのです、その辺はもうちょっと考えてもらわないといけないと思いますけれども。

あと、保険についてですけれども、かなりこの委託含めて保険の分ではいろいろお話も聞きますけれども、ある地区ではやっぱり大変な状況にもなっているということで、その確認ですけれども、今回のこの保険に関わる分で、以前お聞きしましたけれども、どの辺までと、あとは町が総合の保険のほうですか、いずれ事故あったときの対処ということに関してはどういう考え方でいくのかお聞きします。

委員長 企画課長。

企画課長 まず初めに、バス停の関係でございますが、使えるものは使っていくという考え方で動いておりますし、新調までできるかというところと非常にちょっと難しい部分はありますが、ただ運行する中で必ずバス停でなければならないというわけではなくて、手を挙げればどこでも乗れますので、その辺を住民周知しながらよりよい運行にしていきたいなというふうにご検討いただいております。

あと、保険につきましても、自賠責の部分については町の車両ということで町が入るわけですし、あと対物等については業者さんのほうの委託のほうに含めさせてもらっています。何かあった場合は、もちろん自賠責優先、その後にそれでも対応できないという場合は総合賠償であったり、町のほうで責任を持った形で対応していきたいというふうに考えているところです。

委員長 高橋和子君。

4番 抜粋のほうの予算書の8ページに、雪国文化研究所の予算が計上されておりますが、新年度はこの雪国文化研究所を活用というか、いろいろ研究されていると思いますが、どのように働いてもらうのかというところをお伺いしたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

雪文につきましては、昭和63年1月に文化研究所として設立をしまして、その後様々な雪の研究をしてまいりました。特に基礎的な研究、

冬期間は毎日の積雪の観測であったり、その他雪の断面の観測であったりをしてしながら、調査研究を進めておるところでございます。また、その研究内容につきましても、随時といたしますか、パネル展示のような形で展示をしたりもしておりますが、昨年はちょっとコロナの影響もあってなかなかできない部分もございましたが、そういった研究成果の発表の場を設けながら、今後も研究所の在り方というものを皆さんに知っていただきたいというふうに考えてございます。

また、昨今の健康ブームといたしますか、自然散策であったり、そういった部分での研究員の引き合いが多かったりもございます。そういった場合、自然でのフィールドワークの際の指導というような役割、あとは学校での森林学習での指導、そういった部分も今手がけてございまして、そういった部分継続しながら今後も運営していきたいというふうに考えてございます。

委員長 早川久衛君。

9番 明細書9ページの山伏線の483万6,000円の内容をちょっとお知らせください。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

山伏線実証運行業務委託の内訳、基本的に貸切り運賃ということで業務委託をするわけなのですけれども、これ国のほうで定めております運賃がございまして、1キロ当たり下限で小型で100円、1時間当たり運賃小型で3,740円、それに距離と時間を掛けて単価を算出しています。その額が5万9,400円という形になってございます。掛ける日数ということになってございます。運行日数という形の積算内容でございます。

委員長 早川久衛君。

9番 5万9,400円という数字が出てきましたけれども、一般的にはここから盛岡までの往復、タクシーなんか使えば幾らだか分かりますか。

委員長 企画課長。

企画課長 申し訳ございません。正確には分かり

ませんが、2万5,000円ぐらいなのかなというところで、想像の範囲なのですけれども。

委員長 早川久衛君。

9番 5万9,400円というのは、51回と説明のとき言ったけれども、それは日数だか、回数だか、51というのは。

委員長 企画課長。

企画課長 51回は日数でございます。

委員長 早川久衛君。

9番 日数で51回、51日というか、1日2回ある、往復出すから。ということは、単純に計算すれば9万5,000円ぐらいこれを割ればなるわけですよ。それは、ちょっとそういう計算なのかということで、これ何か別のあれが入っているのか、9万5,000円で1日動くといったら非常に高い感じもしますけれども。

委員長 企画課長。

企画課長 すみません、私の説明が悪くてあれですが、1日5万9,400円という単価でございますので、51日というのは昨年の10月から今年の1月末までに運行した回数51日間ということでございます。運行しているのは週3日、月曜日と金曜日と土曜日。

委員長 早川久衛君。

9番 整理してもらいたいのだけれども、ちょっとよく分からないのだけれども、いずれ週3日歩いて、今回の計上の483万6,000円は、これは1年分の契約だよ、違うのだから。そこを確認したい。

委員長 企画課長。

企画課長 半年分になります。4月から9月まで実証をして、その間に運行の状況を把握した中で、10月以降の運行について考えていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で企画課が所管する一般会計の審査をひ

とまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の町民課の審査に移るため、1時45分まで休憩します。

午後 1時31分 休 憩

午後 1時45分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

町民課の審査を行います。町民課が所管するのは2款総務費、3款民生費、4款衛生費であります。審査を行う前に、町民課長から事業の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 皆様、こんにちは。令和3年度の町民課所管の予算審査に当たりましては、刈田課長代理と佐々木主査も同席させていただきますので、よろしく願いいたします。また、ご質問のあった際は、内容によっては詳細について答弁を課長代理のほうにさせていただくこともありますので、あらかじめご承知おきくださるようお願い申し上げます。

資料は、お手元の町民課抜粋の予算書、2款、3款、4款と予算説明書は23ページと24ページになります。

それでは、歳出の2款から早速説明に入りたいと思います。予算書4ページをお開きください。下段の5目財産管理費は、沢内庁舎及び公用車の経常的な管理経費となります。基本的に昨年並みの計上となっておりますが、昨年度との大きな違いは2点ございます。庁舎裏のハンドル式による移動ラック書庫がありますけれども、施設を引き続き使用していくために、屋根及び外壁の一部を修繕し、中に置いてある移動式の書庫の半分を撤去し、撤去したスペースに一部一般的な固定式のラックを設置しようとする経費、これが1つ目になります。5ページ中段の12節委託料において、書庫ハンドル式ラック解体撤去業務委託料185万8,000円であり、ま

た14節の工事請負費、沢内庁舎書庫屋根外壁改修工事375万9,000円であり、17節の備品購入費で書庫ボルトレスラックと記載ありますけれども、普通のラックのことで、78万2,000円となっております。

同じく5ページ下段の12節委託料、ネットワーク関係移設事業2,079万1,000円となっておりますが、開発センターから老人福祉センターへの事務所の引っ越しに伴う町民課所管分の各種システムのネットワークやサーバー類の移設及び設定に係る経費となっております。

6ページお開きください。6目企画費、IP告知関連機器及び光伝送路関連機器の管理費となります。主な内訳は、12節のサーバー室のIP関連機器及び庁内の光伝送路関連機器の保守料合わせて882万6,000円、13節の使用料、電柱共架使用料ですか、及びN T Tの局舎使用料と合わせて1,053万円、それから14節の工事請負費、引込線設備の新規の設置工事242万7,000円となります。

また、この6目の企画費で、昨年度との比較で434万円の増となっておりますけれども、6ページ一番下の13節使用料及び賃借料で1,054万9,000円とありますが、IP告知放送システム機器賃借料の中の一部の増が昨年度と違う点がございまして、それが大きな要因となっております。

別冊の予算説明書23ページの下段の告知放送設備更新事業と詳細ありますので、御覧いただければと思います。令和元年度において、緊急度の高いIP告知用センターの装置機器、いわゆるサーバー機器は、更新して5年リースの契約を結びましたけれども、令和3年度は3年目に当たりまして、1,054万9,000円のうち727万2,000円がその賃借料に当たります。そして、令和3年度においては、新たに光伝送路設備をリース方式で更新を行おうとするもので、11月以降の5か月分、327万7,000円、この部分の増ということになります。

この事業の主な財源としましては、予算書1ページ、歳入の一番上、14・2・1・1、分担金及び負担金のI P告知端末新規設置負担金90万円、それとその下15・1・1・1の情報通信基盤施設使用料1,018万8,000円は、N T Tのほうに町が貸し出している光ケーブルの賃借料としての収入となります。また、いわゆる告知端末の利用料ですけれども、過年度含みで情報通信基盤施設の宅内設備使用料として697万5,000円を見込んでおります。

続いて、7ページをお開きください。7目交通安全対策費です。こちら、昨年度との大きく異なる部分のみの説明とさせていただきます。中段の10節、修繕料18万円は、昨年度なかった交通指導車の車検代15万円も含まれております。また、18節の24万7,000円については、交通安全協会湯田、それと沢内、両支会に対する補助金5万円ずつに加えまして、沢内役場庁舎前の鉄柱の交通安全の看板ありますけれども、その撤去費用14万7,000円を沢内支会への補助金として上乗せして計上したものです。

続いて、8ページから9ページにかけては、3項1目戸籍住民基本台帳費を御覧ください。前年度比較で約1,200万円のマイナスとなっております。昨年度との大きな違いは4つございます。昨年度あった法改正による戸籍システムの改修にかかった経費としてマイナス約650万円、両庁舎窓口に設置しております戸籍専用のファクス機のリースが終了したことに伴いまして、同機種の再リースにより約80万円マイナスとなっております。それと、マイナンバー関係ですけれども、2年度に自治体中間サーバーが更新されたことに伴いまして、運用経費の負担金やマイナンバー関係の事務費負担金が国の指示額から3年度においては約270万円マイナスとなっております。残りは人事異動による人件費のマイナス分となります。その他の経常経費は昨年並みとなっております。

また、9ページ下段ですけれども、通知カー

ド個人番号カード関連事務負担金として200万1,000円及び中間サーバープラットフォーム運用経費負担金として281万5,000円については、例年どおり国庫補助対応となっております、歳入のほうの2ページの上段にそれぞれ財源充当されております。

続いて、9ページの下段の3款になります。

1目社会福祉総務費ですけれども、11ページ御覧ください。2目高齢者福祉費、一番下の行の12節、つり下げ書庫解体移設業務委託料として35万5,000円、これは老人福祉センターを事務フロアとして使用する際に、今1階にある移動させたいスライド式の書庫があるのですけれども、一度分解が必要であるということで業者委託しようとするものです。

続いて、4目の防犯対策費、12ページの中段になります。13節使用料及び賃借料でL E Dの防犯灯の賃借料805万3,000円は、防犯灯の街路灯1,213基のL E D事業化によって、平成29年から10年間リースの契約となっております。令和3年度は5年目に当たりますが、その経費でございます。10節、光熱水費347万6,000円は、それら街路灯の電気料金の予算計上となっております。

続いて、13ページから4款になります。3目、10節修繕料で170万円載せておりますが、内訳としましては火葬場の維持管理経常経費として12万円、霊柩車の車検用として15万円、そのほか残りの143万円は火葬炉の計画修繕なのですけれども、内容としては7月に予定しております再燃炉保煙口の補修とコンプレッサーの消耗品等の交換になっております。

それから、14ページ、12節のにしわが斎苑指定管理料1,375万円は、斎苑として3期目となりますけれども、12月議会で承認いただいた業者に対する指定管理料の予算計上となります。

同じく14ページ中段から、2項1目ごみ処理費となります。ごみについては、可燃ごみを広域で処理しているわけですけれども、18節の負



担金において岩手中部広域行政組合の負担金2,101万9,000円となります。それから、毎年春に全戸配布しておりますごみカレンダーもこの事業費から支出しております。1行上の10節、印刷製本費の26万5,000円がこれでございます。

14ページ下段から15ページにかけては、ごみ処理事業となります。こちらの事業内容は、家庭系の一般廃棄物の収集運搬、それから沢内清掃センターの維持管理経費を計上している部分となります。12節沢内清掃センターの管理運営業務委託料333万5,000円、またごみ収集運搬業務委託料2,867万5,000円は、湯田、沢内両方面の2業者分ということです。

1行下の資源ごみ中間処理業務委託料は382万円、それから最終処分場等水質分析業務委託料として198万円が、これは法定検査となります。この198万円には、最終処分場等放射性物質分析業務委託料として59万4,000円が含まれております。東日本大震災以降毎年行われているもので、予算書2ページになるのですが、歳入のほうで、16・2・3・1で国庫支出金で、保健衛生補助費として廃棄物処理施設のモニタリング等事業費で同額を国庫で財源措置されております。

最後に、2目し尿処理費は、し尿及び浄化槽でくみ取トイレ収集運搬業務、処理の事業となります。し尿処理業務委託料として603万円、これは2年度と同単価で計算したもので、それからもう一つ、収集した後の処理は北上地区広域行政組合で行っておりまして、18節、分賦金として組合から指示されている北上地区広域行政組合分賦金2,527万6,000円を計上しております。財源は、2ページの使用料及び手数料の清掃費手数料としてくみ取手数料、この603万円は委託料と同額を見込んでおります。

以上でございます。

委員長 町民課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、3款民生費、4款衛生費の質疑を一括して行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 今説明のありました5ページの沢内庁舎の書庫の移動に関する事なのですが、現在ある書庫は全て移っていくものと思うのですが、今の説明ですと一部利用というような話があったので、実際今年度どの程度移動し、最終的にどのように書庫として場所を確保していくのかについてが1つと、7ページに今説明ありましたように交通安全協会沢内支会のほうに交通安全の看板の撤去というようなことがあったのですが、撤去した後また同じような看板を設置する予定があるのか、また撤去する理由について伺いたします。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えしたいと思います。

書庫なので、ちょうど裏にある全面が全部シャッターの書庫あるのですが、あそこの中にはハンドルを回して移動する背の高いラックが20本入っています。ちょっと壊れあそばいなので、それ全部は使わなくなります。というのは、こちらの庁舎に配置される課も少なくなりますし、現在でも古い書類しか入っていなかったわけです。ちょっと使いつらいということで、半分は残して引き続き使っていくと、もう半分はフリースペースにして、その半分のうちのさらに半分に動かないラックなので、それを置いて、残りのスペースはフリースペースとしていろんな備品等を置けるようにしたいというふうに考えております。

現在は移動することを考えまして、入っていた古い書類は全部空にしております。いつでも中には物を入れられるような状態になっているのですが、改修作業が終わってから入れたいということで、今空の状態にしております。老人福祉センターのほうに移動するわけなので、今よりは書庫として使えるスペースが少なくなりますので、裏の書庫を使い勝手よくして、効率的に使いたいという思いで改修したいと。屋

根とか見ていただければ分かるのですけれども、ちょっとさびだったり損傷が激しいので、引き続き使っていただくために、一部屋根だったり、外壁を改修していきたいということで計上したものです。

それから、交通安全看板についてですけれども、損傷がひどくて、すぐ隣に花壇とかあるのですけれども、その花壇の手入れの作業だったりの際に危ないという指摘がありました。引っかかったり、ぶつかったりしてちょっと危ないという指摘がありまして、と同時に交通安全協会の沢内支会のほうから、支会の事業として交通安全の看板を小学校の近くに立てたいという、そういう計画の話もございました。役場前の看板自体は、当時沢内村時代に村が設置した看板なので、本来であれば町として撤去したいと思っていたところなのですけれども、看板自体のフレームは耐久性に問題がないことから、ちょっとペンキ塗ったり、看板の内容を新しく書いたりして再利用をして、撤去から移設までを一度に実施することで費用が抑えられるということもありまして、支会のほうの事業のほうで一括してやっていただこうと。ただ、その際に撤去費用分は町が補助金として出して、その相当分を負担しようとするものでございます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 今書庫として使われているというか、そちらのほうに移動するということなのですか、倉庫に入っているものの重要性とかそういうので、外に移してセキュリティーの面とか、そういう面での問題はないということなのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えします。

現在も鍵かけておりますので、誰それ来て簡単に鍵開けて、中の書類見てという環境にはなっておりません。開ける際には、今ですと町民課のほうに、宿直室のほうにある鍵を使って開

ける必要がありますので、セキュリティーはある程度守られているのかなというふうに認識しております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で町民課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の観光商工課の審査に移るため、暫時休憩します。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時13分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、観光商工課の審査を行います。観光商工課が所管するのは一般会計、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費及び温泉事業特別会計であります。

それでは初めに、一般会計5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、令和3年度、観光商工課所管の予算編成について説明を申し上げる前に、委員各位にはご協力いただき、人材研修の場としても活用させていただく趣旨により、本課からも主査以上の職員である5名を随行させていただきました。出席者は、為田課長代理、東課長代理、古桑観光振興特命主幹、高橋主査、北島主査でございます。よろしくお願いたします。なお、必要に応じて課長代理からも答弁をさせていただきます。

それでは、改めまして令和3年度観光商工課所管の予算編成について概要等を説明させていただきます。一般会計歳入歳出予算は令和3年度西和賀町予算書から一部抜粋した歳入歳出明

細書にて、温泉事業特別会計歳入歳出予算は令和3年度西和賀町予算書にて説明申し上げます。また、事業ごとの詳細につきましては、予算説明書にてご確認いただけます。

では、初めに一般会計についてです。まずは、歳出について説明いたしますが、関連する歳入はその時々で併せて説明いたします。

令和3年度一般会計予算歳入歳出明細書、3ページを御覧ください。労働費、5款1項1目労働諸費、労働対策総務費、18節負担金、補助及び交付金は、北上雇用対策協議会負担金等各種負担金でございます。勤労者生活安定事業の20節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金は、西和賀町予算説明書65ページの上段にその詳細がございます。

中小企業退職金共済事業の18節負担金、補助及び交付金の退職金共済助成金は説明書同ページ下段に、また若年者ふるさと就職支援事業の18節、若年者ふるさと就職支援補助金は説明書66ページ上段に詳細を記載しております。

なお、歳入についてでございますが、明細書1ページにお戻りいただいて、下段にあります22款3項3目労働費貸付金元利収入の労働金庫預託金元金収入となり、貸付金600万円に対して、年度末に精算し、同額の返金を受けるものとなっております。

それでは、歳出に戻ります。続きまして、明細書3ページにお戻りください。6款農林水産業費となります。2項4目林業者施設費は、令和2年度から当課において施設管理を行っているゆう林館と焼地台公園の維持管理費となります。10節需用費、修繕料は、劣化した焼地台公園内の案内板の板面を交換することやゆう林館への圧送ポンプを更新するものです。

1枚おめくりいただいて、4ページをお開きください。12節委託料は、施設の指定管理料、ゆう林館のレジオネラ毒菌感染症対策として清掃業務委託料や焼地台公園のツツジ園管理業務委託、スポーツライド点検業務委託を行うため

の経費になります。

また、14節工事請負費は、景観支障木伐採作業の完了を待って実施予定としておりました駐車場舗装、区画線設置と安全柵の設置を行う予定となっております。

なお、歳入についてですが、改めて明細書1ページにお戻りいただき、上段にあります15款1項4目農林水産業費使用料の林業費使用料として、それぞれの施設使用料を見込んでおります。

それでは、また歳出に戻ります。明細書4ページにお戻りください。7款商工費となります。1項1目商工総務費は、会計年度任用職員の人件費で、次のページでは財団法人いわて産業振興センター負担金など4団体への負担金でございます。また、西和賀町工場設置奨励金は、新たに町へ進出していただいたヘリオス酒造株式会社が取得した固定資産について、西和賀町工場及び観光宿泊施設設置奨励条例により、対象となる固定資産税分を最大3年間奨励金として支援するものでございます。

続きまして、2目商工振興費ですが、ふるさと館管理費は、ほっとゆだ駅前商工会館、湯夢プラザのWi-Fiに係る通信費と、町所有分の管理委託料でございます。17節備品購入費は、経年劣化の激しい湯夢プラザの冷蔵庫を更新するものです。

中小企業融資事業は説明書66ページ下段に、明細書6ページの商工振興費臨時事業は説明書67ページ上段に詳細を記載しております。昨年度当初予算との変更点につきましては、今年度コロナ禍において新ビジネスチャレンジ事業の申請を受け付けましたが、申請件数が非常に多かったといったことから、同事業を継続し、補助金交付を行い、地域経済の活性化に寄与したいと考えております。

なお、感染症予防対策事業については、本定例会において補正予算を可決していただき、次年度へ繰り越し、実施するといったこと

から、本事業経費には見込んでおりません。よって、新年度予算では新産業の創出、技術、新商品開発などに活用できる補助金交付を行おうとするものでございます。

また、北上地区勤労者福祉サービスセンター事業は、説明書67ページ下段にございます。明細書6ページにお戻りいただき、新たな事業といたしましては、今年度実施した新型コロナウイルス緊急資金利子補給などにより負担することといたしました利子分について、過日可決いただいた西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例により、積立て分から補給を行います。説明書は68ページ上段にございます。あわせてご確認をお願いします。商工振興費は、町内経済の安定化、活性化を図り、雇用対策としても事業費を見込んでおります。

なお、関連しております歳入につきましては、明細書1ページ、15款1項5目商工費使用料のふるさと館施設使用料収入と、同ページの下段にあります20款1項1目基金繰入金、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金として歳出と同額を基金から繰り入れることとしております。また、2ページ上段の22款3項5目商工費貸付金元利収入の中小企業振興資金貸付金元金収入であります。これは、貸し付けていた1,000万円の戻し入れということになります。

続きまして、3目観光費でございます。6ページ中段からは観光事務費となります。1節報酬は、観光商工推進協議会委員の報酬、観光振興特命主幹の報酬で、7ページ、10節需用費のうち印刷製本費は観光情報発信のため観光リーフレット、各種イベントチラシなどの増刷も含め印刷するものとしております。また、11節役務費の広告料は、新聞、雑誌等へ各種イベントを掲載する予算となります。16節公有財産購入費は、観光素材として撮影された写真の使用権利について購入を行い、今後観光情報発信に活用しようとするものでございます。

観光施設維持管理運営費は、説明書68ページ

下段に詳細を記載しております。10節、修繕料は、これは道の駅錦秋湖の雪囲いや職員通用口のドア交換修繕などでございます。明細書8ページの12節委託料は、各観光施設の指定管理料や委託料となります。

14節工事請負費は、沢内バーデンなどの駐車場が劣化していることや同施設の低圧給水ポンプが劣化していることから、更新を図るものでございます。17節備品購入費は、レストハウスゆのさわと道の駅錦秋湖のフライヤーの更新を行おうとするものです。

ここで、関連しております歳入につきましては、改めて明細書1ページ上段にありますので、御覧になっていただきたいと思っております。15款1項5目商工費使用料では、各施設の指定管理者等が行う自主事業などに係る施設使用料収入や令和3年度に委託契約により運営を予定している沢内バーデンの入浴料など、施設利用料収入を見込んでおります。沢内バーデンに係る歳入歳出予算につきましては、今後の状況により補正計上による増減が必要であるというふうに考えております。

続いて、8ページの観光費臨時事業は、イベント関連の事業費となっており、それぞれの開催実行委員会や団体への委託料、補助金となっております。詳細は、説明書69ページから70ページ上段に記載されておりますので、併せてご確認ください。

なお、通常の各種イベントに加え、令和3年度におきましてはJRによる東北デスティネーションキャンペーンが4月から半年間にわたり開催されます。かねてから計画を進めておりました県南地域4市町による連携誘客事業について、事業予算の頭出しを行っております。しかし、コロナ禍においては、全てのイベントや誘客事業実施について慎重な判断をしなければならず、各実行委員会の判断や他市町村との連携による判断を行うことというふうになります。

観光協会助成事業は説明書70ページ下段に、

自然環境保全事業は71ページ上段に記載しております。

明細書9ページから10ページの観光資源環境整備事業は、説明書71ページ下段にありますとおり、町内の登山道、散策道、園地など、屋外観光施設の維持管理費となっております。川尻総合公園内のあやめ園や貯砂ダム管理、廻戸釣り公園などの整備を実施しております。

なお、本事業には歳入として、明細書1ページ中ほどにあります16款3項3目商工費委託金、湯田ダム（川尻地区）除草作業等委託金として国土交通省から受託し、川尻湖畔公園、川尻総合公園付近の草刈り等を実施するものとしております。

明細書10ページにお戻りいただいて、中段にあります観光振興計画策定事業の12節委託料は、令和4年度から施行する予定の第2次西和賀町観光振興計画、同計画の第1次アクションプランを策定するために必要な調査及びデータ収集、分析を行うとともに、素案を作成しようとするものです。説明書は72ページ上段になります。

明細書10ページの地域おこし協力隊招聘事業は、昨年度着任していただいた隊員を継続採用させていただき、観光分野において新たな視点、発想により西和賀町の魅力を発掘し、地域観光素材を生かした効果的な情報発信や観光企画立案などに取り組んでいただけることとしております。

続きまして、明細書11ページ、おもてなし環境整備事業でございます。18節キャッシュレス環境整備事業費補助金でございます。説明書72ページ下段にも詳細がありますので、御覧ください。これは、民間観光施設などの観光客等受入れ態勢整備の一環で、インバウンド対応も含めた観光客増加対策として支援を行ったもので、令和2年度に機器設置をした事業者、設置した機器に対する手数料分を補助するものがございます。自然公園保護管理委託事業の詳細は、

説明書73ページ上段にございます。

関連する歳入は、明細書1ページ中段にあります17款3項3目自然保護指導員設置委託金と自然公園保護管理員委託金で、県からの委託を受け実施しております。

温泉事業につきましては、明細書11ページ下段に温泉事業特別会計繰出金を記載しておりますが、詳細は同会計にて改めて説明をさせていただきます。

なお、温泉事業は説明書73ページ下段にもございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で観光商工課一般会計の歳入及び5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の歳出概要説明となります。

以上でございます。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより一般会計、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費の質疑を一括して行います。質疑を許します。

高橋輝彦君。

6番 私の質問は、説明書の67ページ上段でございます。事業概要の最後のほうに、新ビジネスチャレンジ事業費補助金のところだと思えますけれども、地域経済の活性化を図るのだということでございます。ほかのコロナ対策としては利子補給の事業等あるわけでございますが、この新ビジネス事業の補助金は300万円ということでもあります。今現在西和賀町内、この300万円と利子補給で地域経済の活性化を図れる状況でしょうか。どのように捉えているのか、ちょっとお聞きします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

新ビジネスチャレンジ事業費補助金につきましては、令和3年度として300万円置かせていただいている事業でございます。事業ごとには上限がございまして、高くても商品開発などは100万円というふうになっておるわけで、3件から50万円の事業もございますので、最大では

6件ぐらいの事業を見込んでおるわけですが、この基礎といたしましたのは令和2年度の申請状況に応じて実施しようとするものでございます。補正予算として3月に置かせていただいた予算もございますので、まずは感染症予防対策のほうをやっていただきながら、その残金がどの程度見込めるかというようなことも実際には出てきますので、合わせた形で最終的には総額で募集をかけたいというふうに思っています。

現在取り組んでおりますのは、もう4月ぐらいの広報で何とか出したいなということで、募集をかけたいということで今動いているところでございまして、まず前回不認可、不認定となりました方々にも併せて提出をいただきたいというふうに考えておるところでございまして、申請の状況に応じては当然のことながら今後のことも考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 次の部分を考えているのだということですが、今の状況でとても本当に不安ではないでしょうか。三次補正といいますか、国からの補助金来ています。そこを早く充てるべきではないのか、この事業でできないのであればほかの事業を打ち上げるような考え等ないのかお聞きします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 国の交付金の歳入に対して歳出の考え方につきましては、1課での判断ではちょっとないので、全体の中でこういったものに使われるかという判断になるかというふうに思っています。新ビジネスチャレンジ事業につきましては、基本としているのは新たな事業へのチャレンジという考え方に立っておる補助金でございまして、こういったコロナ禍においても令和2年度の事業では多くの方々から募集した結果応募があったということございまして、

そういったことからこういった状況の中であっても、事業転換等も図りながら新たな事業にチャレンジしたい、また創業や起業にかなり近いような考え方も皆さん若い方々でいらっしゃいましたので、そういった熱い気持ちに応える形で何とか令和3年度は予算化したということでございます。

当然のことながら、今回の国の三次補正につきましては、3月補正で大幅に商工費として出させていただいているところですし、今後におきましても事業の状況などを見ながら、必要に応じてまた提案をさせていただきたいと考えておるところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

委員長 高橋輝彦君。

6番 普通に考えますと、課長おっしゃるとおり新たに今の時期に事業を始めるのだという方もいらしたかとは思いますが、今現在事業をやっていた方々で、コロナの被害に遭った方々が、では新商品に取りかかろうかとか、新産業に踏み出そうかとか、そういう体力が果たしてあるのか。普通に考えれば、私は難しいのではないのかなと思います。まずは、それぞれ経済の活性化を図る、その上で少しでもその被害に遭った部分を挽回するということが先決であろうかと思えます。今その部分に力を強力に注入するということがないと、なかなか考え方として難しいのではないのか、そう思うわけでありまして。その部分、いかがお考えでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 新型コロナウイルス感染症による町内の地域経済というものがかなりダメージを受けているのは、当然私も存じておまして、令和2年度において現在まで進めてきた事業は、当課においてはかなりまずあるわけでございます。特に影響のある事業者に関しましては、現在まで飲食宿泊応援券をはじめプレミアム商品券、さらには現在も行っておりますしわが

の宿に泊まろう宿泊割引事業などもございます。ただ、新年度予算として見えているのはこういった部分かもしれませんが、現実的には今回補正予算で提案させていただいたとおり、多くの事業を繰越しさせていただいておりますので、並行してそういった部分でフォロー、支援をしていきたいというふうに考えております。

例えばGo To キャンペーンなども止まりまして、かなりの宿泊客の落ち込みがありまして、そういった部分からするとにしがの宿に泊まろうといった事業につきましては、大幅に予算残が出ようとしておりますので、そういった部分は先月下旬に既に観光協会の特にも宿泊事業者の方々にお集まりいただいて、この残事業につきましても繰越しをさせていただいて、4月からキャンペーンを始めて何とか誘客を凶ればというふうに今取り組んでいるところでございますし、感染症予防対策をしっかりと取っていただくことをしなければ、宿泊事業であれ、飲食事業であれ、お客さんをしっかりと呼び込むことができませんので、3月の補正でご可決いただいた感染症予防対策をまずしっかりとさせていただきたい、そういった中で経済の上昇を図っていくために、我々は支援をしていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

委員長 観光商工課の審査の途中であります、東日本大震災の発生した午後2時46分の黙祷のため、午後2時55分まで休憩いたします。

午後 2時38分 休 憩

午後 2時55分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

引き続き、観光商工課の審査を続けます。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 予算説明書の68ページの沢内バーデン施設等の工事請負費が入っております、419万1,000円。それと、73ページでも沢内バーデンの源泉湯施設の改修工事795万3,000円入って

いますけれども、沢内バーデンについては4月からのはっきりとした使用方法、運営方法が決まっていないわけですが、この予算化は温泉最低限必要ということでの予算化なのか、もう日帰り温泉だけはやるという想定の中での予算措置なのかについて伺います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問は、沢内バーデンの修繕関係や工事関係について、今後の状況、4月以降の状況についても含めてというお話だと思います。まず、予算編成につきましては、提出期限と編成をやっている時期というものがございまして、その時期以降に役員会を設けて、エステックについてはどのようなお話を聞いております。ただ、我々は沢内バーデンの維持管理を主体として実施している課でございますので、現在状況としておかしなものになっているところに関しましては、例えば駐車場の劣化であるとか、低圧給水ポンプの故障であるとかということであれば予算化をさせていただいたということでございます。

ただ、今後の沢内バーデンの運営方法につきましては、確定に基づき実施の可否については改めて判断をさせていただくしかないというふうに考えております。源泉ポンプにおきましても、昨年、これも補正予算で可決いただいた内容でございましたけれども、その折にポンプ自体は何か更新はしましたけれども、湯管については腐食が非常に激しくて、いつ落下してもおかしくない状況でありましたので、まず予算化をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 ということは、沢内バーデンが日帰り温泉とか、ほかの施設をもし今年度使用する場合には、この程度の修繕費はかかっていくものだろうということでの予算措置ということですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 継続して、温泉だけではないのですけれども、沢内バーデンの場合は、沢内バーデンの駐車場は例えばカタクリがあったりとか、雪国文化研究所があったりとかということもありますので、駐車場については当然舗装をさせていただきたいというように考えておるところでございます。ただ、低圧給水ポンプについては、本館から新館に送るポンプのようございまして、宴会事業なども、例えば新館のほうを使う使わないとかという状況もございまして、そこら辺は状況を見て判断をさせていただきかねないのだろうなというように考えております。

温泉利用につきましては、揚湯管に関しては、志賀来温泉は現在沢内バーデンだけでなく、これもカタクリもございまして、源泉としての管理はしっかりさせていただかなければいけないと考えておるところでございますので、実施したいというふうに当然思っているところでございます。いずれにせよ、状況を見ながら実施の可否というのはちょっと改めて判断をさせていただきかねないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 高橋宏君。

8番 併せてですけれども、歳入のほうで沢内バーデンの施設使用料として2,372万6,000円が入っているのですけれども、これについてはどのようなところからの歳入というふうに理解すればいいのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 予算の概要説明の中でも若干触れさせていただきましたけれども、今後の状況に補正の計上が必要だというのはまさしくそういったところございまして、株式会社エステックが経営している状況の中での、まず当初といましようか、指定管理から委託にするというような状況でございましたので、例年の決算から利用料収入を使用料に改めることで、今回初めて歳入予算の中には沢内バーデンの施設使用料といった名目が出てきたわけございまして、

この歳入に対して歳出が沢内バーデンの委託料ということになるかというふうに思っています。

といったことで、あくまでこの金額は過去実績に基づいてつくっておりますので、今後運営するに当たって委託者が決定し、その中で事業の実施、こういったものをやっていくのかというものがはっきりすれば、予算が改めて上がったり、下がったりするものだろうというふうに考えておりますので、それにつきましては、当初予算で確定ちょっとできなかったものですから、皆様方に改めて提案をさせていただきになるかというふうに考えておるところでございます。

委員長 早川久衛君。

9番 2点ほど伺いをします。

第1点目、6ページに西和賀商工会の補助金を476万円計上しております。とんでもない、開關以来ない今の経済状況、商工業は大変苦しんでいるわけで、なぜ去年504万円の予算から5%前後計上を減らしたのかというのが第1点目。

それから、2点目、この次のページ、8ページにバーデンの2,701万4,000円ありますけれども、月にすれば225万円計上しているわけですから、大ざっぱなこの2,700万円の予算の中身をお知らせください。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私のほうから商工会の予算についてご説明申し上げます。

商工会の予算につきましては、経営改善普及事業費と地域総合振興事業費等々がございまして、その算定の根拠で申請が上がってまいりました。その中から、私たち地域経済振興事業費の関係で要望額、湯夢メールを作成したりですとか、合計会員数の関係ですとか、青年、女性部の活動費等々の予算決算を見させていただきまして、支払い実績等資料を確認いたしまして、このような要望根拠の2分の1ないしは3分の



2ということ、算定した結果がこのようなものになっております。今年度は、その算定の根拠に基づきまして、476万円の予算を置かせていただきました。

以上となります。

委員長 東課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私のほうから沢内バーデンの委託料の内訳ということでご説明をさせていただきます。

先ほど当課課長お話ししたように、当初従来どおりの予算ということで積算をしたものになりますので、そこはご了解いただきたいというふうに思います。まずは人件費が入っておりますし、あとはそれに伴う福利厚生費等で1,140万円ほどの予算になっております。あとは、浄化槽であるとか、電気系統、あとはその他もろもろクリーニング等を含めた委託料で320万円ほどの積算をしております。

あと、光熱水費につきましては、全体では380万円ほどの予算を見込んでいるのですけれども、これについては従来エステックで経営していた際には、自主事業の部分がありましたので、その部分については割り返して、半分の費用支出ということで計算をしておいたものがあります。今回もちょっとそれで計算しておりますので、ここの部分については390万円の倍がかかるのかなということで想定はしております。

あとは、燃料費についても重油、灯油等、これについても自主事業部分は差し引いた計算になっておりますので、これらが全額町の負担になるということで、若干上がってくるなところになります。あとは、そのほか修繕費であるとか、消耗品費、リース料等で総額2,700万円ほどの予算になったという積算になります。

以上になります。

委員長 早川久衛君。

9番 正確な数字、私分かりませんが、たしか商工会は四、五年前までは700万円ぐらい、六百何ぼから700万円ぐらい、一番多いと

きで計上していたように記憶していますけれども、今400万円、500万円割っているわけで、もうこの西和賀の商工業の活性化には間違っても、プラスになるのだったらいいけれども、マイナスにするということはいかがなものかというのが1つ目。

それから、バーデンに関しては、2,700万円、風呂だけはやってあの建物を今後維持していくのかという、大変つまらない経営状況になるのではないかと、こう思いますけれども、その点はどういうふうに見通し立っていますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ちょっと改めまして私のほうから。

商工会の予算につきましては、早川久衛委員がおっしゃるとおり、過去においては高額であったといった状況もあったというふうに思っております。これ西和賀商工会、旧湯田と沢内の商工会が合併をして、統合して、非常に職員数が多かった時代から徐々に、徐々に減ってきているということでございまして、今回も商工会からの交付要望としていただいたもののうち、750万円ほどの要望があるのですけれども、うち650万円がほぼ人件費でございまして、その人件費が多分そもそももっと高かったのだと思います。そういった中で、ある程度の一定の割合の中で積算をさせていただいた結果ということでございまして、過去においても同様の積算をさせていただいておるところでございまして。

なお、商工会につきましては、現在職員数もかなり減ってきておりまして、そういった部分で補助金交付額はトータル的には減ってきたということでまずご理解をいただきたいというふうに考えております。

また、ちょっと先ほどの為田課長代理への補足になりますけれども、現在こういったコロナ禍の中で、経済界は非常に苦しんでおる状況でございまして、定期的に商工会の職員と意見

交換をさせていただいている中で、来年度事業につきましても新型コロナの対策関連についてはお話をさせていただいている中ではございましたけれども、今回の交付要望には新型コロナに対する対応事業費といったものが一切上がってきておりませんので、そういった中では町としてもそれに応えるようなものはなくて、今後さらに連携を図りながら意見交換会をして、当然国の交付金の絡みもございますけれども、今年度もやらせていただいたような事業も要望とすればあり得ますので、そういった中では対応させていただきたいなというように考えているところでございます。

それから、沢内バーデンにつきましては、今後の在り方というものを、住民のサービスは低下させないように何とか入浴事業は、町長もおっしゃっているとおり、まずは継続していきたいと。そういった中で、今後の在り方がさらにはっきりしてくるということになるかと思えますので、宿泊であるとか、休養であるとか、様々な事業を今までやってきましたので、そういったものを沢内バーデンに限らず、志賀来総合開発、志賀来全体の中でどういうふうな位置づけで、どういった活用方法ができるのかといったものを考えながら必要な措置をさせていただきたいと思えますし、その状況に応じては当然施設の考え方、どのようにしていくのかというのが決まってくるものだろうというふうに考えておりますので、予算に関しましてはそういった部分を加味しながら適宜対応させていただきたいと考えておるところでございます。

委員長 刈田敏君。

1番 1点だけですけども、この活動指標についての数字あるわけですけども、観光客入り込み客数が53万6,000人、観光客宿泊数5万1,000人ということ、この根拠を説明願いたい。

委員長 東課長代理。

観光商工課長代理 それでは、指標の関係について私のほうから説明いたします。

ここの数字につきましては、現在進めております町の総合計画の指標に計上している数字になります。基になるのが第1次観光振興計画で積算した平成27年度に作成したものになりますけれども、その数字になりますし、27年度に計画を立てて、昨年度第3次アクションプランを策定いたしました。新しい総合計画を立てた際に、観光振興計画の数字も新たに見直して積算した数字になりますので、第1次観光振興計画の数字に比べると若干少なめになっているというような数字になります。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 以前に立てた計画の中で総合計画等進んでいるということで、現状これ目標値というかにするとすれば、今のコロナの状況の中では、十分やっぱ具体的に、多ければ多いということもあるのでしょうかけれども、ある程度そういうのを分析して出すことも必要ではないかと思うのですが、その点いかがですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ちょっと分かりにくかったと思いますが、改めてもう一回私のほうから説明させていただきます。

まず、この活動指標につきましては、基本としていたのは現在の観光振興計画と平成27年度に同時に立てましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方で立てた目標値を踏襲して、その後現在の町の総合計画ができましたので、そのときのバック数字に合わせて、考え方というのはあくまで観光振興計画やまち・ひと・しごとの考え方の中で数値修正をかけた上で出させていただいた数値でございます。その中で、あくまで予算につきましては、総合計画のそれぞれの目標値のためにこの事業を行っているのだという考え方の中で事業を計画しておりますので、それにまず当て込むしかないというところでございます。

ただ、状況に応じては、今委員がおっしゃる

とおり、新型コロナウイルスの状況の中で大幅に誘客数は減ってきておるのが明らかになってきておりますので、それに向かって下げるべきという考え方もありますが、下げる根拠というものが、そもそも裏づけが今のところありませんので、これといたしましてはまずそのまま載せさせていただくしかないだろうというふうに考えております。ただ、結果として評価は落ちることにはなるかもしれませんが、こればかりは今の状況下ですので、何とも致し方ないところはあるのかなというふうには思いますが、そもそも目標値とする根拠をつくり出せない状況でございますので、そこにつきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 刈田敏君。

1番 根拠がないところで予算立てしていたということではないと思いますけれども、しっかり分析しながら昨年度等の状況を踏まえて、やっぱりどこが足りないのか、どこにお金入れるのかぐらいはしっかりやっていかないと、毎年同じような形での予算繰りというのは、これは全然成果上がらないと思いますので、その辺は考えて進めていただければと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 町の計画は、随時新しいものにまらず変わっていった状況でございます。今年度策定する予定となっておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略の数値であるとか、それを踏まえて今度は観光振興計画は第2期に入りますので、それを現在進めておまして、常にそういう状況を踏まえながら、現在の状況を加味しながら、その時々で適正な目標値を設定していった状況でございます。タイミングがちょっと今回の予算に関しては、その基とするのはまず総合計画になったということでございます。当然、そこら辺は加味していきたいというふうに考えておるところでございます。

委員長 深澤重勝君。

7番 2点ほどお伺いします。

町長に確認したいのですが、たしか去年の12月の補正ときだか、決算のときではなかったと思うのですが、深澤晟雄資料館の補助金に関して、へら鮎との関連や、あるいは川村デッサン館や資料館の関連でいろいろ話をした経緯の中で、最後に町長、こっちが勝手にいいように捉えたかどうかの確認なのですが、この深澤晟雄資料館については来年度見直してもらえんというような感触で私は受けたのですが、それらしい記憶、町長ありませんか、それは確認です。明確に増額するとは言いませんでしたけれども、私は町長の話聞いていて、これについては来年度予算少し増やしていただけるのだなというふうに私は解釈したのですが、勝手な解釈だったからちょっと確認です。私は何にも言っていない、勝手に捉えたのでしょと明確に言ってもらえれば、それはそれでやむを得ませんけれども。

それから、もう一点、予算説明書の70ページの上段、観光費臨時事業の体験型観光推進事業の今年度132万7,000円の詳細と、具体的にどう感じるかこの補助金を交付しているかということも詳しくお願いします。

委員長 細井町長。

町長 私も今記憶がちょっと定かではないので、明確なことは言えません。ただ、深澤晟雄の実績を大いに活用するのであればいろんな方法があると思うので、それは協議しながら、いろんな可能性には着手していくべきではないかという考え方は持っておりますけれども、具体的にそういう協議というか、接点がなかったものですから、今回の予算には具体的な戦略に基づいた予算は反映されていないというふうに思います。

これは、実際に資料館とかNPOさんでやっておりますので、ぜひこういうふうになりたいというような意見交換があれば、それはそれで今までやってきたものから、これからどうして活用していくかということの協議には大いに向

き合って、可能性には着手していくべきだなというふうには思っております。今後のことになると思います。

委員長 東課長代理。

観光商工課長代理 それでは、観光費臨時事業の部分の宿泊助成事業の関係については私のほうからご説明いたします。

これにつきましては、町内の体育施設であるとかを活用して合宿や、あとは勉強会等で利用した方々に対する補助金ということになります。昨年度までの実績につきましては、今年度につきましてはコロナウイルス感染症の関係で、予定して見込んでいた数字には及びませんでしたけれども、まずは水泳の合宿であったり、あとは志賀来スキー場を活用したクロスカントリーの合宿等で利用をいただいております。利用できる部分につきましては、10人以上の団体の宿泊が条件となっておりますし、あとは宿泊の日数が3日以上で、宿泊者総数が40人以上の団体の方々に補助をするということで、補助対象経費の3分の1、上限30万円を見込んでいる補助金になります。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 今の説明によると、いわゆる利用した方々に補助金を出すというそれぞれの基準の規定があるようですが、そうすると例えばある団体が西和賀に来て、どこかに泊まって何日間合宿するというような場合には、その団体に直接幾らという金額で補助をするという、そういう意味ですか。

委員長 東課長代理。

観光商工課長代理 すみません、私の説明がちょっと曖昧でしたが、これの補助金につきましてはお宿のほうに補助金を出すということになります。利用する団体の方々ではなくて、宿泊をさせた旅館であるとか、ホテル等に出すというような補助金で、その補助金を活用して今までよりおもてなしを向上させたりとか、そのよう

な費用に充てていただきたいということで計画しているものになります。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私のほうからは、2点ほどお伺いします。

予算説明書の71ページの自然環境保全、それから自然環境保護の事業の件なのですが、この中で委託料としてのハッチョウトンボの生息地巡視事業業務委託ということになっているのですが、これ委託している方は個人か、あるいは団体のほうなのか、そしてどのようないわゆる取組というか、委託者の役割というか、そういうのをなさっているのか、まず1つ伺います。

それから、今も話題にちょっと出ましたけれども、72ページの観光振興計画の策定の中で、私一般質問でも申し上げましたけれども、アクションプランの策定ということで、町長もかなり観光振興には意気込みを感じる発言をされておりますが、私らがこのアクションと聞くと、かなり期待している、わくわくするようなプランなのかなとイメージするわけですが、先ほど課長代理の話ですと昨年もアクションプランつくられたとかちょっと聞いていたのですが、これ初めてではなくて、今回第1次となっているのですけれども、それでこの委託なのですから、やはりそうしたアクションプランを作成、可能というか、見込んだ先に委託をしているのか、ちょっとその辺、2つお伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 2点のご質問だと思います。

まず、説明書71ページの自然環境保全事業の中のハッチョウトンボの生息地巡視業務委託料についてということでございます。これにつきましては、貝沢牧野農業協同組合に委託をさせていただいております。このハッチョウトンボの出現期、あまり長い期間ではないのですが、その間に巡視を定期的に行っていただいております。ハッチョウトンボの状況について日誌を提出していただいているというところでござい

ます。また、自然保護、ハッチョウトンボは貴重なものですから、盗まれたりしないようにというのは、当然そういったことも含めまして巡視を実施させていただいているというところがございます。

それから、アクションプランにつきましては、観光振興計画という大本がございまして、それを具現化して、例えば5年間もしくは7年間の計画であれば、そのうち2年、3年と区切りながら具体的な計画を表として出しまして、それを予算として実施しているという状況でございます。現在平成27年度に初めて町としてつくりました観光振興計画の第3次アクションプランに入っております、第3次アクションプランとしては令和2年度それに基づいて実施はできておりますが、今回も基本的にはそれに基づいておりますが、現在新型コロナウイルスの状況になっておりますので、全てそのとおりできているかというのはちょっと完全ではないような状況ではございますが、予算立てとして先ほども説明しましたとおり、イベント等もしくはキャンペーン等につきましては、現在そういった状況も鑑みながら実施できるタイミングでやらせていただければというふうに考えておりますし、またそうでない場合には中止する場合もあるということでございます。

現在第2期の次の観光振興計画の概要、大要ができて、素案をつくっておるところでございますけれども、併せまして令和3年度において次の第2期の第1次アクションプランを立て、それを令和4年度からの事業予算に見込んでいくという予定にしているということでございます。

以上でございます。

委員長 委託先、どこに委託しているのか、計画

どこに委託しているのか。委託事業先。

観光商工課長 すみません。今回の第2期の計画につきましては、課内でつくっておりますが、基本的にはうちの職員と、あと地域おこし協力

隊、この方は過去に大手旅行会社にいた方でございます、そういった分野には非常に詳しいといったことから、その方に委託をしながら課内の職員と一緒に併せてつくらせていただいているということでございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ハッチョウトンボについての生息地域についてですが、私も地元にいるわけですが、ハッチョウトンボのこれは生息しているということを確認していますか、町のほうでは。それとも、前は確かにおりました。現地に向いて、やはり委託はするのでしょうかけれども、現場状況とかは確認していらっしゃいますか。

それで、実は私去年の春先でしたか、ちょっと行ってみたら単管で足場つくっているのですが、板が雪とか何か、あるいは腐ってしまって、近くまで行ける状態ではなかったもので、これは危険だし、私の確認では池はちょっと水たまっているけれども、果たしてハッチョウトンボが生息しているのかなというのが、素人の目もあるからだけれども、その辺も確認して保全事業というか、保護事業等をなさって委託しているのかなとは感じているのですが、その辺ちょっと確認します。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 私も観光商工課8年おまして、毎年実は見に行っております。出会えたことがちょっとないのですけれども、ただ報告書の中には年に何回かは見られているという報告は上がってきております。現実的にちょっと問題になっているのは、水が少ない状況でございます、現在その生息地としてまず指定している部分以外のところで発生している情報も実はあります。結局水のある場所ということであるようです。

過去において、この地域において、そもそも水がどうなっているのだという調査を自然環境を含めてしたいというようなことで、何度か課内において予算調整をさせていただいたことは

あるのですけれども、かなり莫大な経費がかかる状況でございます。稲作の実施状況、もしくは農地の活用方法においての状況で多分かなり変わっているものだろうというふうには考えておきまして、今後におきましてはやはりそういった部分も含めて少し検討が必要だなというように私も考えておるところでございます、継続的に職員も含めて確認をさせていただきたいというふうに思っているところです。

ただ、毎年行っている状況から、足場が壊れているというようなことはなかったと思うのですけれども、水はかなり少なくなっていて、近隣の用水路のほうにハッチョウトンボが移動している可能性があるというふうには感じておるところでございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。時期的にでないところの生息の確認はできないかもしれませんが、ただ場所が元はあそこは貝沢野ですから、やはりあそこで水田やられているときは近くに貯水池があって、結構水もあの辺はいっぱいにたまっておったと思うのですけれども、現在はなかなか池も小さくなって、私も確認した時点では何かこれちょっと浅いなとか、小さいなというのは感じたのですが、ただ併せて保全事業としてこうして委託しているのは結構ですが、あの場所を、最近小さい子供も少なくなっているけれども、その指定としてなれば、他の観光も兼ねてちょっと訪れる方もいないと限らないので、それでやっぱり安全柵というか、万が一あそこに何か単管渡ってけがしたとなれば大変だと思いますので、その辺も含めて今後検討、確認したほうがいいのではないのかなと感じるわけですが、それはひとつお願いしておきます。

それから、もう一つのこの観光振興のアクションプランの件ですけれども、これ来年度に向けてのまず今回のプランづくりということなのですが、プランはつくって、それでやってみな

いと分からないのですけれども、それがどう波及効果を生み出して、活性なり推進につながるかというのは実際にはやってみないと分からないのですけれども、ただこれだけの委託料を予算化して取り組むわけですから、やっぱりそこはそれなりの期待というよりも、効果が出る、結果が出る取組をこれから年度で先を見越した上で取り組んでいくのであればそういうことを希望したいなと思います。その考え方について私述べるわけですが、もし考えがあったら。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ハッチョウトンボの現場に関しましては、引き続き確認をしながら対応させていただきたいというように思います。ちょっとまず見させていただいてというように考えます。

それから、観光振興計画につきましては、あくまで委託者と町、観光商工課において素案づくりをしているというところでございますけれども、これにつきましては策定委員のメンバーもおりまして、そのメンバーの皆さんからもご意見をいただきながら、さらには同時に、前回もそうだったのですけれども、観光産業もしくは関係者の団体の方々にも送付をさせていただいて、広くご意見をいただきながら、さらにホームページなどでもパブリックコメントをいただくような形でご意見をいただきながら詰めていきたいというふうに考えておるところでございます。当然前回は初めての計画でございます、そういった中での反省点などもかなりあります。そういった部分を踏まえながら、次の計画にはしっかり取り組んでいながらよい計画をつくって、さらにはしっかり実施していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で観光商工課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第36号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、令和3年度観光商工課所管の温泉事業特別会計歳入歳出予算につきまして、概要等を説明させていただきます。令和3年度西和賀町予算書にて説明を申し上げます。

まず、歳出について説明いたします。7ページをお開きください。1款温泉事業費、1項温泉施設管理費、1目温泉施設管理費になります。10節の需用費の消耗品費は、源泉のエアコンプレッサー関連の消耗品などの購入費となります。光熱水費につきましては、各源泉施設の電気料と水道料になります。修繕料につきましては、真昼温泉のボイラーの交換修繕を行う予定としておりますし、その他予備費対応の修繕費用でございます。ただし、緊急的な修繕が発生した場合には、弾力的に調整をし、予定を組み替え実施する場合がございます。

それから、12節委託料は、各公共温泉施設の指定管理料、委託料や設備保守管理委託料となります。

13節使用料及び賃借料の土地借上料につきましては、これはほっとゆだ駅舎の敷地料と、同じくほっとゆだの下水道埋設管の占用料、それから14節工事請負費は今年度実施した志賀来温泉源泉の修繕時に確認された揚湯管の劣化の状況から、破損していた各種センサーと併せ更新を実施するものでございます。

15節原材料費は、砂ゆっこの珪砂の購入経費です。

17節備品購入費は、今年度志賀来温泉及びほっとゆだ源泉において緊急修繕を実施した際に使用した揚湯ポンプを次回緊急時対応予備ポ

ンプとして新たに購入するものでございます。

以上、事業詳細につきましては、予算説明書73ページ下段にも記載しておりますので、併せて御覧ください。

続きまして、歳入についてでございます。6ページを御覧ください。1款1項1目温泉使用料として、各温泉の使用料や自動販売機設置使用料を見込んでおります。

2款1項1目利子及び配当金は、温泉開発整備基金に係る利子を歳出で計上し、温泉開発整備基金積立金として同額を繰り入れるものです。

3款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

4款2項1目基金繰入金は、温泉開発整備基金からの繰入金です。

以上が観光商工課温泉事業特別会計歳入歳出の概要説明となります。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより議案第36号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計について質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 町では、公共温泉の在り方について昨年度検討し、管理者を募集したわけですが、残念ながら応募者がいないというような結果だったようです。歳出の予算を見ますと、前年度より1,700万円ほど増えているのですけれども、結局管理者が見つからないということで、様々施設によって再び1年間だけお願いするというようなところもあったようなのですけれども、そういうことから結果的には予算として昨年度より上回るような結果になったというふうに理解していいのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 温泉の在り方の基本方針を定めまして現在も取り組んでおる最中でございますけれども、現在地元との協議を踏まえながら今年度いっぱいをもって停止する施設につきましては、この温泉事業特別会計ではなくて他課の予

算となっておりますので、単純にこの特別会計から減るといような状況ではないということです。実際増えている金額につきましては、先ほど若干説明をさせていただきましたけれども、志賀来温泉の揚湯管の更新と、それからそのときにほっとゆだと併せてでしたけれども、使わせていただいた予備ポンプを改めてまた予備ポンプとして購入しようとするもので、この2つを合わせるだけで1,500万円を超えるような状況でございます、です。ですのでそれほど差はないというふうに思っていたいただきたいというふうに思っております。たまたま経費がちょっと今回かさんでしまったということで、全体としてはここ数年来、特別事業の予算もしくは決算を見ていただくと分かるように、1億円を超えているような状況がここまで圧縮できているというふうに評価していただきたいというふうに考えております。

委員長 高橋宏君。

8番 各温泉施設の管理運営の中で、来年度から穴ゆっこについては1年間限定で使用すると、地域の方々の要望とか、お風呂がないという方のためというような説明だったと思います。たしか4名ほどというふうに聞いたのですけれども、穴ゆっこの施設運営の収支状況を見ますと、5年間平均で1,400万円マイナス計上というか、収支状態がマイナス計上になっております。その4件の方々、1年延長してもその次からはまたどのようにそのお風呂について入るような状況になるのかちょっと分からないのですけれども、穴ゆっこは特にもゆがんでいて、非常に再利用はできないということで、他の団体への管理運営についても募集をしなかったというぐらいます状態がよくないというふうに聞いているのですけれども、であるとすればその4件、4名か分からないのですけれども、その方々に100万円ずつ補助してやっても1,400万円はかからない、そして来年度、再来年度以降も例えばお風呂のために100万円補助しますよと、お風呂

呂入れてくださいとやったほうがむしろ経費的にはかからないというふうに思うのですけれども、そのような考え方というか、そのようなことを考えた中での1年間延長なのかについてお伺いいたします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 このあり方基本方針に基づいて、スケジュールの中で進めてきた中において、最終的にはないのですけれども、公募がなかったことに基づいて今後の地域との運営方法について協議をしたタイミングというのが冬になってからということでした。そういった中で、令和2年度をもって休業をするということであれば、非常に先ほど委員もおっしゃられたとおり4名の方、4世帯の方につきましては利用できないということや、またその方以外にも宿泊施設を持っているところもございまして、そういったことを考えたときにやはり激変緩和措置が必要だろうというふうに思っております。そういったことから、令和3年度をもって休業するという方針をしっかりと打ち出した上で、この1年間の中で何とか改修なり、もしくは改めて設置をしていただきたいというお願いをしていただいたところでございました。

委員おっしゃるとおり、経費的な部分だけ見ればそういった考え方もあるのかもしれませんが、この考え方は、ではこの地域のみならず、全町において同じ考え方にしなければいけないので、その判断、決断については当課においてはしておりません。あくまで皆様方をお願いをして、地域の方にご理解をいただいた上でこの1年間で何とか直す、もしくは設置をしていただくことをお願いさせていただいたところでございました。

委員長 高橋宏君。

8番 もともと抜本的な財政改革の取組を進めなければいけないということで始めたことですので、財政のことがやっぱり、公共サービスもあるのですけれども、財政のことを考えて進め



たということであれば、公共サービスプラス財政を考えたときに、先ほどのような案が当然出て不思議ではないと思いますし、住民にとっても決して悪い条件ではないといえますか、令和4年度以降も安心して暮らせる条件になるのではないかというふうに考えるのですけれども、観光商工課だけではまず判断できないということでの判断なのか、その辺について。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 穴ゆっこだけではなくて、ほかの施設も休業もしくはやめようとしている施設もございまして、そういったところの中でお風呂が壊れている、もしくはないといったものを全て確認した上で補助金を支出するという考え方になりますと、今後もどのような状況になるかわかりませんが、未来に遺恨を残す、遺恨といたしましうか、多額の経費を残す可能性があるという判断がございまして。そういったところから、本施設の休業につきましては、地域の皆さんからのご協力をいただきたいというようなことをお願いをしたところでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 他施設もあるからということなのですが、以前私も提案したことがあるのですが、この温泉事業、経費的になかなか難しくなってきた、町の財政も厳しくなってきたということですので、お風呂のない方々には町内の温泉施設を利用するためにバスを出すとか、経費のかからない形で温泉利用をしていただくという考えもあると思います。既存の旅館の方々もコロナ禍で大変な思いをしていることもありますし、維持経費と、あとは住民サービスというところをはかりにかけながら、よりよい財政になるような方向での検討をしていただきたいと思います。答弁があればですけども。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 公共温泉施設の在り方につきましては、現在も取組をしているさなかでございますし、令和3年度を踏まえて最終的なゴールを

目指していきたいというふうに考えておるところでございますが、この特別会計に限らず、他会計においても温泉事業に係る経費というのは積み上げられておりますので、そういった部分がある程度見えてきたときに、削減が見えてきたという中では、次に我々考えておりますのは、やはりその温泉資源をしっかりと生かしていきながら、誘客も含め地域の皆様方の住民サービスもしっかりしていくためには、今度はやはり民間の皆さんにそういった経費をしっかりと支援できるような仕組みづくりが必要だろうというふうに考えております。そういった中で、旅館のあるところについては、多くの皆さんが旅館等の日帰り温泉で楽しんでいただけるようにしていきたいと思っておりますし、そのような支援を考えていける次年度にしたいというように考えておるところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で議案第36号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計予算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで本日の日程を終了いたします。

なお、明日12日は午前9時半より健康福祉課から順に、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振興課、さわうち病院の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時48分 散 会